

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

同和対策課（内線：7073）→事業実施：人権・同和対策課

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
同和問題啓発推進事業費	2,775	4,987	△2,212	1,689			1,086	
トータルコスト	13,263千円（前年度17,415千円） [正職員 1.3人]							
主な業務内容	事業の企画、関係機関との調整及び開催・実施							
工程表の政策目標 (指標)	差別意識の解消 ・ 同和問題講演会の市町村等との共催促進 ・ 部落解放月間における集中的な啓発活動の実施							
事業内容の説明 同和問題についての県民の理解と認識を深め、差別と偏見をなくすための啓発事業の実施に要する経費								
区分	予算額	内 容						
部落解放月間 (7/10～8/9)	947	・ ポスター及びリーフレットの作成と市町村・企業等への配布 ・ 市町村等との連携による街頭啓発						
同和問題講演会 等開催	1,828	・ 県民や市町村・企業の指導者等を対象とする同和問題講演会を県内3カ所で開催						
計	2,775							
地方改善事業費	354,457	342,391	12,066	234,621		<歳入> 9	119,827	
トータルコスト	360,911千円（前年度349,019千円） [正職員 0.8人 非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	申請書の審査・補助金の支払、国との調整、関係機関への助言など							
工程表の政策目標 (指標)	開かれたコミュニティセンターとしての隣保館利用者の拡大 ・ 隣保館訪問等による実態把握、充実事例の紹介など適切な指導・助言							
事業内容の説明 市町村が設置する隣保館等の運営及び隣保館の大規模修繕、施設のバリアフリー化に対する助成に要する経費等								
区 分	館数	予算額	補助率	備 考				
隣保館運営事業（基本事業）	36	273,633	3/4 (国1/2 県1/4)	} 事業主体:市町村				
選 隣保館デイサービス事業	15	13,141						
択 地域交流促進事業	27	10,490						
事 継続的相談援助事業	7	950						
業 広域隣保活動事業	2	3,229						
小 計	—	301,443						
隣保館整備事業	2	48,289						
地方改善事業指導監督事務費	—	2,946	1/2(国)					
非常勤職員の配置	—	1,779						
合 計		354,457						

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

同和対策課（内線：7073）→事業実施：人権・同和対策課

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																												
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源																													
専修学校等奨学資金 事業費	521	1,745	△1,224				521																													
トータルコスト	4,555千円（前年度5,888千円） [正職員：0.5人]																																			
主な業務内容	貸付金の返還金の徴収、各種申請書等の審査など																																			
工程表の政策目標 (指標)	—																																			
事業内容の説明																																				
平成21年度で貸付を終了した貸付金の返還、免除申請等の受付・審査及び未納者への督促に要する経費																																				
<table border="1"> <tr> <td>奨学金返還システム委託費</td> <td>379</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>142</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>521</td> </tr> </table>								奨学金返還システム委託費	379	事務費	142	計	521																							
奨学金返還システム委託費	379																																			
事務費	142																																			
計	521																																			
同和対策事業振興費	7,203	25,627	△18,424				7,203																													
トータルコスト	19,305千円（前年度38,055千円） [正職員1.5人]																																			
主な業務内容	申請書の審査・補助金の支払、差別事象検討会の開催など																																			
工程表の政策目標 (指標)	差別意識の解消 ・部落解放月間における集中的な啓発活動の実施																																			
事業内容の説明																																				
同和問題解決のために関係団体が行う調査研究、啓発及び研修等の活動に対する助成、差別事象検討会の開催等に要する経費																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>補助金等の額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">補助金・ 負担金</td> <td>(社)鳥取県人権文化センター調査研究事業(同和問題)補助金</td> <td>618</td> <td>県 1/2</td> </tr> <tr> <td>部落解放同盟鳥取県連合会補助金</td> <td>4,000</td> <td>県 1/2</td> </tr> <tr> <td>鳥取県隣保館連絡協議会補助金</td> <td>600</td> <td>県 1/2</td> </tr> <tr> <td>全国隣保館連絡協議会負担金</td> <td>562</td> <td>定 額</td> </tr> <tr> <td>鳥取県同和対策協議会補助金</td> <td>158</td> <td>定 額</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>差別事象検討会開催経費等</td> <td>1,265</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>7,203</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区 分		補助金等の額	補助率	補助金・ 負担金	(社)鳥取県人権文化センター調査研究事業(同和問題)補助金	618	県 1/2	部落解放同盟鳥取県連合会補助金	4,000	県 1/2	鳥取県隣保館連絡協議会補助金	600	県 1/2	全国隣保館連絡協議会負担金	562	定 額	鳥取県同和対策協議会補助金	158	定 額	その他	差別事象検討会開催経費等	1,265	—	合 計		7,203		
区 分		補助金等の額	補助率																																	
補助金・ 負担金	(社)鳥取県人権文化センター調査研究事業(同和問題)補助金	618	県 1/2																																	
	部落解放同盟鳥取県連合会補助金	4,000	県 1/2																																	
	鳥取県隣保館連絡協議会補助金	600	県 1/2																																	
	全国隣保館連絡協議会負担金	562	定 額																																	
	鳥取県同和対策協議会補助金	158	定 額																																	
その他	差別事象検討会開催経費等	1,265	—																																	
合 計		7,203																																		

平成22年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

公文書館(内線:8164)

14目 公文書館費 <地方機関計上予算>

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
新鳥取県史編さん事業	34,219	25,614	8,605			<財源収入> 1,425 <歳入> 42	32,752	
トータルコスト	84,241千円(前年度76,981千円) [正職員:6.2人 非常勤職員:4.0人]							
主な業務内容	歴史・民俗資料の調査研究、史料解読、県史編さん委員会・専門部会の開催、資料集・県史ブックレットの執筆・編集・刊行、シンポジウム等普及事業の実施等							
工程表の政策目標(指標)	県史資料編の刊行(全22巻のうち、22年度末までに4巻刊行予定) 県史ブックレットの刊行(全29冊のうち、22年度末までに9冊刊行予定)							
事業内容の説明								
1 事業の概要								
(1) 目的								
鳥取県が歩んできた歴史を明らかにし、郷土に対する県民の理解と愛着を深めるとともに、貴重な歴史的資料を県民共有の財産として後世に伝え、さらには歴史に関わる人材を育成することにより地域文化に活力を与える。								
(2) 概要								
旧「鳥取県史」(昭和38～56年度編さん・刊行)後の発見や研究の進展のあった事項及び旧県史で十分取り上げられなかった事項の調査研究等								
2 主な事業内容								
(1) 県史編さん委員会及び各専門部会の開催(889千円)								
(2) 資料調査等の実施(30,898千円)【拡充】								
専門部会	主な調査内容							
考古部会	県内未報告出土物の整理、墳丘測量調査等							
古代中世部会	既刊資料集からの県関係史料の抽出、県外所在中世文書調査等							
近世部会	主要文書現地調査、史料解読(家老日記等)等							
近代部会	資料編の校訂・編集、民間史料調査等							
現代部会	聞き取り調査、戦前期文献資料調査等							
民俗部会	地域民俗調査、民具調査、テーマ別(両墓制等)調査等							
(3) 鳥取県史ブックレットの刊行(1,904千円)								
鳥取県の歴史等に関する小冊子の刊行(古代中世編、現代編、民俗編)								
(4) 普及事業の実施(528千円)								
○鳥取県史シンポジウムの開催(西部地区を予定)								
○県史編さん協力員(ボランティア)の運営								
3 これまでの取り組み状況、改善点								
(1) 各時代・分野ごとに課題を設定して資料調査等に取り組んだ。事業の成果は資料編やブックレットの刊行・頒布や関連するシンポジウムの開催等を通じて県民に紹介するとともに、県民参画の観点から調査協力員(ボランティア)との連携を図った。								
・資料編: [指標]計4巻の刊行→[現状]指標通り4巻を刊行								
・ブックレット: [指標]計7冊の刊行→[現状]6冊を刊行(残1冊は来年度当初刊行予定)								
(2) 21年度に考古学担当の専門員が1名配置され、これまで立ち遅れていた考古分野事業の進展がみられた。								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

公文書館(内線: 8164)

14目 公文書館費<地方機関計上予算>

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
親しまれる公文書館 推進事業	2,078	4,617	△2,539				2,078	
トータルコスト	13,373千円(前年度 19,530千円) [正職員: 1.4人 非常勤職員: 0.3人]							
主な業務内容	企画展示や常設展示、講演会、研究会を利用した公文書館の普及・利用促進							
工程表の政策目標(指標)	(1) 公文書館利用者のより一層の掘り起こしと拡大を図る。 (2) 充実した展示や講演会、研究会、講座を実施して普及啓発を図る。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>公文書等の持つ情報に触れる機会を多くすることで、館の役割や資料保存に対する県民の理解を深め、公文書館の利用拡大を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 中国・四国アーカイブズネットワーク連携事業(404千円)</p> <p>企画展などを公文書館法施行日「6月1日」を中心に実施</p> <p>ア 企画展「アーカイブズと現代社会」</p> <p>公文書館の機能と業務、所蔵する貴重公文書や写真等を公開する。(6月～7月頃)</p> <p>イ 企画展記念講演会の実施(講師: 県外有識者、企画展期間中に実施予定)</p> <p>ウ 「公文書館探検隊」の募集</p> <p>館内見学、企画展の解説や館の機能説明、書庫の案内などの実施</p> <p>(2) アーカイブズフェア(738千円)</p> <p>ア 開館20周年記念特別展「写真がとらえた昭和の鳥取県」</p> <p>県政広報写真を利用して戦後から昭和50年代までの鳥取県を振り返る(11月～12月頃)</p> <p>イ 公文書等資料保存研究会</p> <p>市町村職員等を対象に、公文書等の保存に関する講座の実施</p> <p>(3) 常設展の充実(200千円)</p> <p>ア 研究の成果、話題性のある資料を利用して、常設展「鳥取県のあゆみ」を部分的に入れ替える。</p> <p>イ 小企画展「鳥取大火の記録」</p> <p>新出写真で防災に関する啓発を行う。(4月頃)</p> <p>ウ 小企画展「絵葉書で綴る鳥取」</p> <p>新出絵葉書を元に、在りし日の鳥取を振り返る。(時期未定)</p> <p>(4) 「こちらく夏休み自由研究協力隊」(標準事務費の枠内対応)</p> <p>小中学生を対象に自由研究の指導等を行う体験教室の実施(7月～8月頃)</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>これまでに実施した巡回講座や研究成果等を取りまとめ、資料集『澤田廉三と美喜の時代』、『研究紀要』等を刊行し、事業の周知に努めてきた。</p> <p>また、毎年開催する企画展についても内容に趣向を凝らした成果によって、マスコミ(テレビ、新聞)に取り上げられるなど、公文書館の認知度も広がりつつある。</p>								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

公文書館（内線：8164）

14目 公文書館費<地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 公文書館体制整備検討事業	1,299	0	1,299				1,299	
トータルコスト	4,526千円(前年度 0千円) [正職員:0.4人]							
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 公文書管理法に対応した関係法規の見直し 公文書館の基本機能について、検討委員会を設置し、点検・検討を行い将来の方向を定める 							
工程表の政策目標(指標)	<ul style="list-style-type: none"> 公文書館の利用者数（入館者とホームページのアクセス数の合計）を平成20年度人数の10パーセント増加(39,140人(平成25年)) 							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成21年7月1日に公文書管理に関する法律が公布され、当館業務に関わる部分でも、利用権の請求権化や不服申立制度の導入など新たな考え方が盛り込まれ、対応を検討する必要がある。</p> <p>併せて、開館から20年を経過し、現在抱えている書庫の狭隘さ、デジタルアーカイブ及び収蔵資料管理システムや職員体制などの課題について現状を点検し、十分な県民サービスができる今後のあるべき体制について検討する。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 公文書館関係法規の検討 公文書管理法に対応した本県の条例、規則等を見直しを行う。</p> <p>(2) 公文書館基本機能検討委員会の設置、検討（619千円） 公文書館の基本機能について点検・検討し、将来の方向を定める。 委員 5名 学識経験者 利用者代表 政策法務課長 情報政策課長 公文書館長 ・現状把握、他館の視察、視察結果のまとめ、報告取りまとめ</p>								
<p>3 これまでの取り組み状況、改善点</p> <p>開館から20年間、公文書等になじみの薄い県民に対して、公文書や公文書館の持つ情報に触れる機会を多くすることに重点をおいてきたが、公文書管理法の制定やデジタル技術の進展の中で、公文書館の基本的機能を見直し・検討を行う。</p>								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

公文書館(内線:8164)

14目 公文書館費<地方機関計上予算>

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公文書収集利用促進費	8,603	8,623	△20			<譲入> 146	8,457	
トータルコスト	20,380千円(前年度21,051千円) [正職員:1.5人 非常勤職員:1.8人]							
主な業務内容	公文書等の収集、保存、利用の促進							
工程表の政策目標(指標)	(1) 文書管理規程等に基づいた適切な公文書管理を徹底するとともに、効率的な公文書管理ができるように整理及び管理を行う。 (2) 公文書や行政資料、統計資料等について、閲覧や検索、情報提供、複写等のサービスをきめ細かく行う。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 公文書等の収集や保存、利用を促進するとともに、その調査研究を推進する。								
2 主な事業内容								
(1) 収集								
ア 公文書の引継 知事部局(本庁、地方機関)や各種委員会等から公文書を引継ぐ。								
イ 保存年限の見直し 公文書館が保存する公文書の保存年限の見直し及び整理作業を行う。								
ウ 公文書等の補充(欠落公文書の収集) 市町村や国等が所蔵する資料のうち、鳥取県政に関係する公文書等を調査し、写真撮影又は複写により収集する。 法令関係文書の不足を補うために『法令全書』を順次購入する。								
(2) 保存								
ア マイクロフィルム等で収集した資料のうち、利用度の高いものを印刷製本し、閲覧に供する。								
イ 公文書の破損等を防ぐため、専用保存箱に装てんし保存する。								
(3) 利用、相談(レファレンス) 公文書、行政資料及び統計資料等について、閲覧や検索、情報提供、複写等のサービスを行う。								
(4) 市町村への協力 市町村が所蔵する公文書等が適切に保存されるように、支援や助言を行う。								
公文書館運営費	12,154	13,679	△1,525			<譲入> 24	12,130	
トータルコスト	22,642千円(前年度 24,450千円) [正職員:1.3人 非常勤職員:2.1人]							
主な業務内容	公文書館の管理、公文書館の受付・案内業務、公文書等の閲覧相談、閲覧室・書庫等施設管理							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 公文書館の管理運営に要する経費								
2 主な事業内容								
○公文書館の管理								
○閲覧室・書庫等施設管理								
○公文書館の総合受付・案内業務及び公文書等に関するレファレンス(一般的分野)								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

公文書館 (内線: 8164)

14目 公文書館費<地方機関計上予算>

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
歴史資料保存事業	6,483	6,479	4			<繰入> 12	6,471	
トータルコスト	8,097千円(前年度 8,136千円) [正職員: 0.2人 非常勤職員: 0.8人]							
主な業務内容	図面等補修委託事務、資料整理							
工程表の政策目標(指標)	(1) 公文書館が所蔵する貴重資料を後世に伝える。 (2) 貴重資料のうち劣化が著しい資料に対して、効果的な修復を施す。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>公文書館が所蔵する貴重資料を後世に伝えるため、緊急を要するものから、年次計画(5年)に基づき修復・デジタル化等の作業を行う。</p> <p>個々の資料に応じた保存対策と資料整理を行うため、非常勤職員1名を配置して作業を行う。 (5年計画の4年目)</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 貴重図面補修 破損等の劣化が著しい図面を主に裏打ち補修を中心に修復する。</p> <p>(2) 写真の整理 希少性があり且つ利用度の高いものから順次デジタル化を行う。 アルバムなどは、本体を補修するとともに複製本(レプリカ)を作成する。</p> <p>(3) マイクロフィルムのデジタル化 貴重資料を撮影したマイクロフィルムのうち、酢酸劣化の著しいフィルムをデジタル化する。</p> <p>(4) 非常勤職員による資料整理 修復・デジタル化の必要な資料を抽出すると共に、作業の終わった資料を順次整理していく。</p>								
資料目録DB作成事業	(5,526)	(5,508)	(18)			(5,526)		
<p>説明 ※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上</p> <p>公文書館所蔵資料の手書き件名目録等をデータベース化するための非常勤職員を配置し、情報の管理及び検索の効率化を図る。</p> <p>雇用創出人数 6名(6ヶ月×6名)</p>								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

東部総合事務所県民局（電話：0857-20-3548）

15目 総合事務所費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
東部総合事務所 管理費	61,927	62,517	△590			<譲入> 528	61,399	
トータルコスト	69,995千円（前年度70,802千円） [正職員：1.0人 非常勤職員：1.9人]							
主な業務内容	東部総合事務所の庁舎管理業務							
工程表の政策 目標（指標）	利用しやすく効率的な庁舎管理の実現							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県民、職員が利用しやすく効率的な庁舎管理の実現を図るための経費								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
区 分	主 な 内 容						予算額	
庁舎の機能維持のため の経費	清掃、警備、設備運転管理、中央監視盤保守、及び非常 用発電設備に係る委託費など						53,045	
庁舎の修繕等のため の経費	小修繕の実施、庁舎管理消耗品の購入に要する経費						4,038	
庁舎施設の円滑な利 用のための経費	非常勤職員(会議室管理等)の person 費						4,844	
東部総合事務所 運営費	22,225	22,218	7			<譲入> 65	22,160	
トータルコスト	115,007千円（前年度117,496千円） [正職員：11.5人 非常勤職員：2.0人]							
主な業務内容	所内外の連絡調整、総合窓口業務、各局の庶務会計事務							
工程表の政策 目標（指標）	総合事務所の総合調整、顧客満足度の高い住民サービスの提供、職員の能力向上及び コンプライアンスの確保、防災・危機管理に係る体制整備及び連携強化							
事業内容の説明								
1 事業の概要								
東部総合事務所行政の円滑な運営に資する適切な総合調整等に要する経費								
2 主な事業内容								
<ul style="list-style-type: none"> 管内市町との連絡調整、事務所各局との運営調整等に係る事務費 県民の声の受付、情報公開窓口対応、地域県民室展示等のための事務費 職員研修の実施に係る事務費 防災体制の整備等に係る事務費 								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

八頭総合事務所県民局（電話：0858-72-3813）

15目 総合事務所費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
八頭総合事務所 企画運営費	11,348	11,336	12			<諸収入> 56	11,292	
トータルコスト	60,563千円(前年度65,189千円) [正職員:6.1人 非常勤職員:2.8人]							
主な業務内容	所内外の連絡調整、総合事務所内庶務・会計事務、総合窓口業務、地域振興支援							
工程表の政策目標(指標)	来庁者等の満足度向上と利用しやすい庁舎環境の維持							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>総合事務所内外の事務調整を図り、事務所事務の効率的運営を推進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合事務所内外の連絡調整業務 ・総合事務所各局の庶務等共通的業務 ・総合事務所総合窓口業務 ・管内八頭郡の地域振興支援業務 ・県政における各種施策や地域活動の情報提供業務 								
八頭総合事務所 庁舎管理費	15,316	15,833	△517			<諸収入> 58	15,258	
トータルコスト	22,577千円(前年度24,118千円) [正職員:0.9人 非常勤職員:0.2人]							
主な業務内容	庁舎管理業務							
工程表の政策目標(指標)	来庁者等の満足度向上と利用しやすい庁舎環境の維持							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>庁舎の警備、清掃等の維持管理業務の委託及び庁舎の修繕等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八頭総合事務所庁舎・附属施設の各種修繕 ・警備・清掃等の委託及び熱交換器（ボイラー）等の保守委託 ・その他の庁舎管理委託 								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

中部総合事務所県民局（電話：0858-23-3988）

15目 総合事務所費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
中部総合事務所 運営費	35,583	35,568	15			<譲入> 50	35,533	
トータルコスト	132,399千円（前年度134,988千円）〔正職員：12人 非常勤職員：3.5人〕							
主な業務内容	所内外の連絡調整、各局庶務・会計事務、広報等							
工程表の政策 目標（指標）	中部総合事務所の企画調整機能の充実・強化を図り、良質な住民サービスを提供する。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 総合事務所内の機能強化を図り、地域のニーズに対応した効率的・効果的な事務所運営を行う。								
2 主な事業内容 (単位:千円)								
事業等区分	主 な 内 容						予算額	
管理運営費	災害緊急対策、事務所管理経費、非常勤人件費、いろいろ学ぼう支援講座、職員文化祭経費						11,085	
共通経費	用品、事務所共通印刷物、集中化経費、庁舎光熱水費、電話代、共通リース物品						24,498	
中部総合事務所庁舎 管理費	23,906	52,501	△28,595			<譲入> 11	23,895	
トータルコスト	31,974千円（前年度 60,786千円）〔正職員：1人 非常勤職員：1.5人〕							
主な業務内容	庁舎管理、庁舎小規模修繕、庁舎使用関係許認可等							
工程表の政策 目標（指標）	住民に対して便利で安心な施設整備を行なう。							
事業内容の説明								
1 事業の概要 中部総合事務所の庁舎管理等の業務を行う。								
2 主な事業内容 ・ 庁舎清掃、常駐警備、環境衛生管理、冷暖房機器保守点検等の業務委託 ・ 庁舎の保守点検及び小規模修繕業務、冷暖房機器の運転及び監視業務等								
中部総合事務所総合 案内設置事業	(3,558)	(3,552)	(6)			(3,558)		
説 明 ※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上 中部総合事務所1号館A棟及び2号館に総合案内受付等の業務に従事するための非常勤職員を配置し、県民に迅速丁寧な案内を行う。 雇用創出人数 2名								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

西部総合事務所県民局（電話：0859-31-9659）

15目 総合事務所費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
西部総合事務所費	60,250	59,433	817			<歳入> 75	60,175	
トータルコスト	178,850千円(前年度189,508千円) [正職員：14.7人 非常勤職員：5.0人]							
主な業務内容	西部総合事務所の管理運営、庁舎維持管理							
工程表の政策目標(指標)	住民の満足度の向上、各局の連携による円滑な業務推進							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>西部地域における県政の総合窓口としての西部総合事務所の管理運営や地域県民室を通じた情報発信を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 庁舎管理費 (26,868千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎維持管理委託料、庁舎管理非常勤職員人件費 <p>(2) 事務所運営費 (33,282千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所運営事務費、受付、秘書非常勤職員人件費 <p>(3) 情報発信・県民ニーズの把握 (100千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域県民室の管理、県民の声への対応 								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

日野総合事務所県民局（電話：0859-72-0321）

15目 総合事務所費<地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
日野総合事務所費	13,934	13,438	496			<諸収入> 48	13,886	
トータルコスト	106,716千円(前年度98,774千円) [正職員:11.5人 非常勤職員:3.0人]							
主な業務内容	日野総合事務所県民局の管理・運営、庶務・経理、関係機関との連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故、違反件数ゼロを目指した取組み。定期点検による職場環境改善活動。県民に満足していただける良好なサービスの提供。 災害時に地域の中核として災害対策を円滑に推進するための訓練実施。新型インフルエンザ対応マニュアルの策定及び研修、訓練の実施。 							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
日野郡における総合的な行政サービスの提供及び現場に密着した地域課題の解決等総合的な県政を推進する。(県民局運営費)								
2 主な事業内容								
県政の情報公開窓口、県民の意見・提言・苦情等を聴く広聴業務、管内の市町村・商工団体・住民等との意見交換・情報収集、税務相談窓口、中山間地域対策、一元的な行政執行のための連絡調整								
日野総合事務所 庁舎管理費	27,661	31,096	△3,435			<諸収入> 21	27,640	
トータルコスト	31,695千円(前年度35,239千円) [正職員:0.5人 非常勤職員:2.0人]							
主な業務内容	日野総合事務所の庁舎管理等							
工程表の政策目標(指標)	快適で便利、安心して利用できる施設							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
日野総合事務所の庁舎管理を行う。								
2 主な事業内容								
庁舎の維持管理費、警備員人件費等								
鳥取県日野郡民行政 参画推進会議運営費	3,465	3,444	21				3,465	
トータルコスト	9,919千円(前年度10,072千円) [正職員:0.8人]							
主な業務内容	会議の運営、審議結果の広報							
工程表の政策目標(指標)	日野郡における諸課題に関する住民の意見を県政に反映させる。あわせて、ホームページの適時更新及び内容の充実に努める。これにより、将来ビジョンの実現を郡民と協働・連携して行う。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
【目的】								
日野郡の諸課題に対する住民の意見を県政に反映させ、地域の発展と住民福祉の向上に資する。								
【概要】								
「鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例」(平成14年7月条例第54号)に基づき設置している「鳥取県日野郡民行政参画推進会議」の運営を行う。								
2 主な事業内容								
○委員定数	24人(第4期委員選任当初は21人であったが、町議会議員立候補等の理由により、3人が失職し、現在は18人で運営している。)							
○委員任期	2年間(現委員(第4期):H20.7.9~H22.7.8)							
○会議開催	概ね3ヶ月に1回開催							

平成22年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

日野総合事務所県民局（電話：0859-72-2082）

15目 総合事務所費（地方機関計上予算）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
日野地域情報発信強化事業	400	400	0				400	
トータルコスト	3,627千円(前年度 3,714千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	補助金交付業務、協議会開催、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	地域住民等が主体となった交流事業の充実							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

- (1) 目的 地域と協働して観光交流事業を充実させ、日野郡への交流人口の増加と地域の所得向上に繋げていく。
- (2) 概要 日野郡内の地域資源を活用し、郡内への交流人口増加による地域活性化を進める日野郡広域交流促進協議会の行う事業へ助成する。
- ※事業期間 平成21年～23年

2 主な事業内容

補助金名	日野郡情報発信強化事業費補助金
事業主体	日野郡広域交流促進協議会
負担割合	1/2（ただし、300千円を上限）
対象事業	<p>(1) 交流促進支援事業（助成金）【継続】 日野郡内への交流人口増加に繋がる取組（地域資源を活用したツーリズムや商品開発）を支援。また、多分野の会員で構成される協議会の参画により、質の高い交流事業への磨き上げを行う。</p> <p>(2) 研修事業【継続】 近隣の優良事例からノウハウを学ぶため優良事例報告会を開催。実践者同士のネットワークを作ることも狙い。</p> <p>(3) 情報発信事業【継続】 入込客の多い蒜山などの近隣エリアからの誘客等をにらんだ戦略性のあるマップの作成・配布。</p> <p>(4) 着地型観光メニューの開発事業【新規】 県観光CDと協力しながら日野郡観光の機軸となる新たなメニューを作り上げる（事業費なし）</p>

【日野郡広域交流促進協議会の概要】

《設 立》平成13年11月19日

（日野郡広域観光推進協議会として発足し、平成19年4月27日に名称変更）

《会員等》

日野郡内の事業者、商工団体、観光団体等多分野の機関で構成される。(29団体)

平成22年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

総務課（内線：7012）→事業実施：統轄監 総務課

1目 一般管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	(338,665)	(3,896,180)	(Δ3,557,515)				(338,665)	
説 明 一般職の職員（47名）の人件費								
県庁内図書室 管理・運営事業	(8,120) 5,498	(5,475) 5,475	(2,645) 23			(2,635) <諸収入> 13	(5,485) 5,485	
トータルコスト	7,918千円（前年度16,246千円） [正職員：0.3人、非常勤職員：1.0人（1.0人）]							
主な業務内容	レファレンス、図書の貸出、文献複写、企画展示、研修等							
工程表の政策目標（指数）	-							
説 明 ※上段の（ ）内の数値は商工労働部の緊急雇用創出事業計上分を含む額 職員の業務達成に有効な情報の収集、活用を支援するとともに、県職員としての基本的な資質の向上を促すため設置している県庁内図書室の運営経費 ・図書購入費 500千円 ・有料データベース利用料 836千円 ・非常勤職員人件費 2,622千円 ・その他事務費等 1,540千円 ※緊急雇用創出事業により、定数職員に替わり職員への情報提供等を行う非常勤職員（司書）を配置することにより、円滑な業務運営を図る。【雇用創出人数 2名（6ヶ月×2名）】								
知事公舎管理費	(8,017)	(9,691)	(Δ1,674)			<諸収入> (162)	(7,855)	
トータルコスト	9,631千円（前年度11,348千円） [正職員：0.2人、非常勤職員：2.0人]							
主な業務内容	知事公舎の維持管理及び知事公舎での実施行事の運営補助、見学者対応							
工程表の政策目標（指数）	-							
説 明 知事公舎の管理・運営に要する経費 ・電気・機械等の保守委託業務 1,467千円 ・非常勤職員人件費 3,496千円 ・その他事務費等 3,054千円								
知事・副知事費	(49,654)	(50,865)	(Δ1,211)			<諸収入> (12)	(49,642)	
トータルコスト	98,062千円（前年度100,575千円） [正職員：6.0人、非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	知事・副知事に係る秘書業務、運転業務							
工程表の政策目標（指数）	-							
説 明 知事・副知事の人員費及び関係機関等との連絡・調整等に要する経費 ・知事、副知事人員費 39,292千円 ・知事、副知事交際費 1,500千円 ・非常勤職員人件費 2,422千円 ・その他事務費等 6,440千円								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

総務課（内線：7012）→事業実施：統轄監 総務課

1目 一般管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
統轄監管理運営費	(19,351)	(26,491)	(Δ7,140)			〈歳入〉 (12)	(19,339)	
トータルコスト	86,315千円（前年度94,428千円） [正職員：8.3人、非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	幹部会議等の開催、各部及び地方機関との連絡調整、叙勲・褒章事務、統轄監の予算・決算事務、議会調整事務、奉迎関係業務等							
工程表の政策目標（指数）	-							
説 明	連絡調整業務に要する経費 ・統轄監の連絡調整経費 16,852千円 ・非常勤職員人件費 2,422千円 ・春秋叙勲及び高齢者叙勲経費 77千円							

2款 総務費

1項 総務管理費

総務課（内線：7012）→事業実施：統轄監 総務課

7目 財産管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
県庁舎管理事業	(159,873)	(119,843)	(40,030)			〈財産収入〉 (2,157) 〈歳入〉 (842)	(156,874)	
トータルコスト	292,188千円（前年度264,831千円） [正職員：16.4人、非常勤職員：4.0人]							
主な業務内容	県庁舎、議会棟、西町分庁舎の庁舎管理、県庁舎行政財産の使用許可・使用料徴収、県庁内巡視・監視・取締り、設備保守点検委託・修繕発注、契約、監理							
工程表の政策目標（指数）	光熱水費と廃棄物の削減							
事業内容の説明	1 事業の目的・概要 県庁舎の機能を最善の状態に維持することにより、来庁者の安全確保や利便性の向上、職員の執務環境の保全及び改善を図る。 2 主な事業内容 県庁舎・設備の維持管理及びこれに伴う外部委託、守衛業務 【主な経費】 ・庁舎、設備保守委託料 132,617千円 ・非常勤職員人件費 6,623千円 ・庁用光熱水費、事務費等 18,854千円							

平成22年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

総務課（内線：7012）→事業実施：統轄監 総務課

7 目 財産管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
県庁舎構内電話設備更新事業	(4,473)	(4,473)	(0)				(4,473)	
トータルコスト	5,280千円（前年度 4,473千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	保守委託業務監理、庁内各課との調整							
工程表の政策目標（指数）	-							
説 明	平成20年9月に更新工事が完了した県庁舎の構内電話設備の保守管理に要する経費。 ・保守点検委託 4,473千円（平成20年度から22年度までの債務負担行為）							
テレビ会議システム管理運営事業	(2,910)	(4,900)	(Δ1,990)				(2,910)	
トータルコスト	3,717千円（前年度 6,557千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	運営委託発注、予約管理、賃借料支払							
工程表の政策目標（指数）	-							
説 明	庁内LANを利用したテレビ会議を県庁、各総合事務所、東京本部、関西本部で円滑に行うための各システムの維持管理に要する経費。 ・テレビ会議システム管理運営委託 553千円 ・テレビ会議システム賃借料 2,357千円							
（廃止） 県庁消防応援隊（仮称）地域支援事業	(0)	(350)	(Δ350)					
トータルコスト	0千円（前年度 350千円）							
説 明	県庁消防応援隊を組織し資機材の整備を行った。							
県庁舎設備現況調査 ・台帳作成事業	(2,521)	(2,674)	(Δ153)				(2,521)	
説 明	※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上 県庁舎の電気・機械等設備について、現況調査、図面・台帳作成等を行うための非常勤職員を配置し、庁舎保全の効率化を図る。【雇用創出人数 2名（6ヶ月×2名）】							

平成22年度 当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

款項目 節	2款 総務費									
	うち総務部									
	1項 総務管理費									
	1目 一般管理費	2目 人事管理費	3目 広報費	4目 文書費	5目 財政管理費	7目 財産管理費	9目 県外事務所費			
1 報酬	446,351	181,070	149,767		49,112	7,921	2,733	3,679	4,365	18,246
2 給料	2,982,040	1,738,506	1,373,495	1,373,495						
3 職員手当等	5,331,811	4,701,689	4,521,601	1,730,092	2,791,509					
4 共済費	1,150,761	668,680	529,706	506,255	9,457	1,124	301	522	602	2,597
5 災害補償費	500	500	500		500					
6 恩給及び退職年金	37,480	37,480	37,480							
7 貸金	32,398	23,939	23,797		22,716		878			81
8 報償費	194,123	149,056	18,723		9,718	420			659	2,308
9 旅費	254,615	102,793	94,955	34,300	31,557	332	959	2,127	3,727	11,368
費用弁償	28,728	3,502	3,309		989	10	114		20	1,643
普通旅費	172,798	90,702	83,262	34,300	27,452	322	843	2,127	3,434	8,336
特別旅費	53,089	8,589	8,384		3,116		2		273	1,389
10 交際費	4,500	2,900	2,900	2,000						900
11 需用費	499,396	199,347	187,504	51,150	14,532	2,037	4,049	6,709	21,559	20,241
12 役務費	530,829	160,969	129,154	10,300	41,468	5,691	3,101	1,200	24,408	14,047
13 委託料	2,653,680	514,583	409,391		116,918	1,874	11,260	1,579	107,374	34,045
14 使用料及び賃借料	625,489	153,856	137,467	10,360	16,866	1,969	5,918	2,500	35,177	40,367
15 工事請負費	1,367,377	1,115,140	1,115,140						1,115,140	
16 原材料費										
17 公有財産購入費										
18 備品購入費	12,804	4,509	4,409	2,000	410	220	600	100	139	90
19 負担金、補助及び交付金	7,213,061	1,098,095	116,411	68	56,860		198	1,451	49,437	7,815
20 扶助費										
21 貸付金										
22 補償、補填及び賠償金	6,455	6,455	6,455		203					
23 償還金、利子及び割引料	205,110	35,000	35,000							
24 投資及び出資金										
25 積立金	642,746	235,828	235,828					22,230		
26 寄付金										
27 公課費	266									
28 繰出金										
予備費										
計	24,191,792	11,130,395	9,129,683	3,720,020	3,161,826	21,588	29,997	42,097	1,362,587	152,105
財 国庫支出金	2,286,107	508,754	508,754					179	508,575	
源 地方債	385,000	385,000	385,000						385,000	
内 その他	1,370,918	473,143	470,126	14,691	60,729	121	243	22,561	148,670	2,952
訳 一般財源	20,149,767	9,763,498	7,765,803	3,705,329	3,101,097	21,467	29,754	19,357	320,342	149,153

(単位：千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
	うち総務部								
	1項 総務管理費						3項 徴税費		
	10目 恩給及び退職 年金費	11目 財政調整基金費	12目 諸 費	13目 減債基金費	14目 公文書館費	15目 総合事務所費		1目 税務総務費	2目 賦課徴収費
1 報 酬					18,353	45,358	31,303	51	31,252
2 給 料							365,011	365,011	
3 職員手当等							180,088	180,088	
4 共 済 費					2,605	6,243	138,974	134,539	4,435
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金	37,480								
7 貸 金					122		142		142
8 報 償 費			83		5,499	36	130,333	136	130,197
9 旅 費	13		69		6,006	4,497	7,838	1,893	5,945
費用弁償					449	84	193	18	175
普通旅費	13		19		2,008	4,408	7,440	1,710	5,730
特別旅費			50		3,549	5	205	165	40
10 交 際 費									
11 需 用 費	50		17		8,022	59,138	11,843	3,536	8,307
12 役 務 費	37		6,068		2,658	20,176	31,815	1,650	30,165
13 委 託 料	197				17,288	118,856	105,192	785	104,407
14 使用料及び賃借料					3,952	20,358	16,389	1,552	14,837
15 工事請負費									
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費					291	559	100	100	
19 負担金、補助及び交付金					40	542	981,684	2,349	979,335
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金			6,000			252			
23 償還金、利子及び割引料			35,000						
24 投資及び出資金									
25 積 立 金		19,849		193,749					
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	37,777	19,849	47,237	193,749	64,836	276,015	2,000,712	691,690	1,309,022
財 源 内 訳	国庫支出金								
	地方債								
	その他		19,849	4,000	193,749	1,649	912	3,017	1,740
	一般財源	37,777		43,237		63,187	275,103	1,997,695	689,950

(単位：千円)

款 項 目 節	3款 民生費				12款 公債費				
		うち総務部				うち総務部			
			1項 社会福祉費				1項 公債費		
				1目 社会福祉総務費				1目 利子	2目 公債管理特別会計繰出金
1 報 酬	379,101	8,505	8,505	8,505					
2 給 料	1,655,720	45,156	45,156	45,156					
3 職員手当等	893,994	21,972	21,972	21,972					
4 共 済 費	641,894	17,776	17,776	17,776					
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃 金	457								
8 報 償 費	87,509	5,976	5,976	5,976					
9 旅 費	72,728	5,492	5,492	5,492					
費用弁償	10,533	826	826	826					
普通旅費	41,138	2,422	2,422	2,422					
特別旅費	21,057	2,244	2,244	2,244					
10 交 際 費									
11 需 用 費	186,944	5,849	5,849	5,849					
12 役 務 費	103,765	6,209	6,209	6,209					
13 委 託 料	2,364,930	36,853	36,853	36,853					
14 使用料及び賃借料	90,456	2,662	2,662	2,662					
15 工 事 請 負 費									
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備 品 購 入 費	6,534								
19 負担金、補助及び交付金	29,862,455	399,711	399,711	399,711					
20 扶 助 費	5,381,007								
21 貸 付 金	88,470								
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料					114,960	114,960	114,960	114,960	
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	257,400								
26 寄 付 金	2,160								
27 公 課 費	115								
28 繰 出 金	2,579				59,878,461	59,878,461	59,878,461		59,878,461
予 備 費									
計	42,088,218	556,161	556,161	556,161	59,993,421	59,993,421	59,993,421	114,960	59,878,461
財 国 庫 支 出 金	4,424,125	270,189	270,189	270,189					
源 地 方 債	144,000								
内 そ の 他	5,468,653	46	46	46	4,115,653	4,115,653	4,115,653		4,115,653
訳 一 般 財 源	32,051,440	285,926	285,926	285,926	55,877,768	55,877,768	55,877,768	114,960	55,762,808

款 項 目 節	13款 諸支出金									
	うち総務部									
	2項 地方消費税清算金		3項 利子割交付金		4項 配当割交付金		5項 株式等譲渡所得割交付金			
			1目 地方消費税清 算金		1目 利子割交付金		1目 配当割交付金		1目 株式等譲渡所 得割交付金	
1 報 酬										
2 給 料										
3 職員手当等										
4 共 済 費										
5 災 害 補 償 費										
6 恩給及び退職年金										
7 貸 金										
8 報 償 費										
9 旅 費										
費用弁償										
普通旅費										
特別旅費										
10交 際 費										
11需 用 費										
12役 務 費										
13委 託 料										
14使用料及び賃借料										
15工 事 請 負 費										
16原 材 料 費										
17公有財産購入費										
18備 品 購 入 費										
19負担金、補助及び交付金	6,382,235	6,382,235			237,235	237,235	72,142	72,142	31,911	31,911
20扶 助 費										
21貸 付 金										
22補償、補填及び賠償金										
23償還金、利子及び割引料	5,640,141	5,640,141	4,859,339	4,859,339						
24投資及び出資金	201,901									
25積 立 金										
26寄 付 金										
27公 課 費										
28繰 出 金										
予 備 費										
計	12,224,277	12,022,376	4,859,339	4,859,339	237,235	237,235	72,142	72,142	31,911	31,911
財 源 内										
国庫支出金										
地方債										
その他										
一 般 財 源	12,224,277	12,022,376	4,859,339	4,859,339	237,235	237,235	72,142	72,142	31,911	31,911

款 項 目 節		13款 諸支出金									
		うち総務部									
		6項 地方消費税交付金		7項 ゴルフ場利用税交付金		8項 自動車取得税交付金		9項 利子割精算金		10項 県税還付金	
		1目 地方消費税交 付金	1目 ゴルフ場利用 税交付金	1目 自動車取得税 交付金	1目 利子割精算金	1目 県税還付金					
1	報 酬										
2	給 料										
3	職員手当等										
4	共 済 費										
5	災 害 補 償 費										
6	恩給及び退職年金										
7	賃 金										
8	報 償 費										
9	旅 費										
	費用弁償										
	普通旅費										
	特別旅費										
10	交 際 費										
11	需 用 費										
12	役 務 費										
13	委 託 料										
14	使用料及び賃借料										
15	工事請負費										
16	原 材 料 費										
17	公有財産購入費										
18	備 品 購 入 費										
19	負担金、補助及び交付金	5,413,667	5,413,667	111,282	111,282	515,998	515,998				
20	扶 助 費										
21	貸 付 金										
22	補償、補填及び賠償金										
23	償還金、利子及び割引料							802	802	780,000	780,000
24	投 資 及 び 出 資 金										
25	積 立 金										
26	寄 付 金										
27	公 課 費										
28	繰 出 金										
	予 備 費										
	計	5,413,667	5,413,667	111,282	111,282	515,998	515,998	802	802	780,000	780,000
財 源 内 訳	国庫支出金										
	地方債										
	その他										
	一般財源	5,413,667	5,413,667	111,282	111,282	515,998	515,998	802	802	780,000	780,000

(単位：千円)

節	款 項 目	14款 予 備 費			総務部合計
		うち総務部			
		1項 予 備 費			
		1目 予 備 費			
1	報 酬				189,575
2	給 料				1,783,662
3	職員手当等				4,723,661
4	共 済 費				686,456
5	災 害 補 償 費				500
6	恩給及び退職年金				37,480
7	賞 金				23,939
8	報 償 費				155,032
9	旅 費				108,285
	費用弁償				4,328
	普通旅費				93,124
	特別旅費				10,833
10	交 際 費				2,900
11	需 用 費				205,196
12	役 務 費				167,178
13	委 託 料				551,436
14	使用料及び賃借料				156,518
15	工 事 請 負 費				1,115,140
16	原 材 料 費				
17	公有財産購入費				
18	備 品 購 入 費				4,509
19	負担金、補助及び交付金				7,880,041
20	扶 助 費				
21	貸 付 金				
22	補償、補填及び賠償金				6,455
23	償還金、利子及び割引料				5,790,101
24	投 資 及 び 出 資 金				
25	積 立 金				235,828
26	寄 付 金				
27	公 課 費				
28	繰 出 金				59,878,461
	予 備 費	150,000	150,000	150,000	150,000
	計	150,000	150,000	150,000	83,852,353
財 源 内 訳	国庫支出金				778,943
	地方債				385,000
	その他				4,588,842
	一般財源	150,000	150,000	150,000	78,099,568

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等	
2款 総務費			
1項 総務管理費			
1目 一般管理費			
給 料	一般職員	330人	
	定数外職員	35人	
負担金、補助及び交付金	研修受講負担金	68	
2目 人事管理費			
報 酬	職員人材開発センター運営審議会委員	9人	
	非常勤職員	28人	
	産業医	4人	
	健康相談員	6人	
	ハラスメント外部相談員	1人	
	公務災害補償等認定委員会委員	4人	
	公務災害補償等審査会委員	3人	
	負担金、補助及び交付金	公務研修協議会費	22
		接遇研修指導者養成講習会負担金	96
		討議式研修「公務員倫理を考える」負担金	168
		OJT実践コース指導者養成研修会負担金	205
		地方自治制度(研修講師養成)研修負担金	23
地方公務員制度(研修講師養成)研修負担金		23	
研修管理セミナー負担金		15	
研修プランナー養成コース負担金		225	
自己啓発支援負担金		550	
研修評価セミナー		47	
派遣予定者語学研修負担金		3,815	
自治法派遣職員負担金		28,068	
中国吉林省派遣負担金		535	
自治大学校派遣研修負担金		4,198	
地方職員共済組合負担金		2,462	
中央労働災害防止協会賛助会員負担金		50	
職員健康増進事業負担金		14,412	
県職員文化活動推進事業補助金		1,660	
山林業務従事者健康診断負担金	59		
業務改善、行政経営品質向上に関する研修受講料	227		
3目 広報費			
報 酬	非常勤職員	4人	
4目 文書費			
報 酬	情報公開審議会委員	5人	
	個人情報保護審議会委員	5人	
	非常勤職員	1人	
負担金、補助及び交付金	文書事務研修負担金	101	
	情報公開個人情報保護審査会委員交流フォーラム参加費	13	
	個人情報保護セミナー負担金	34	
	情報公開法実務研修会参加負担金	34	
	情報公開への対応と文書管理研修会参加負担金	16	
5目 財政管理費			
報 酬	非常勤職員	2人	
負担金、補助及び交付金	地方財務協会負担金	279	
	地方債協会負担金	720	
	全国自治宝くじ事務協議会負担金	356	
	西日本宝くじ事務協議会負担金	96	
積立金	鳥取県地域活性化・公共投資臨時基金積立金	22,230	
7目 財産管理費			
報 酬	財産評価審議会委員	6人	
	非常勤職員	2人	

	負担金、補助及び交付金	當繕積算システム運用経費、建築保全等研修負担金	2,344
		上道町教職員宿舎公共下水道受益者負担金	69
		長砂町職員宿舎公共下水道受益者負担金	295
		国有資産等所在市町村交付金	46,729
9目	県外事務所費		
	報酬	非常勤職員	6人
	負担金、補助及び交付金	全国東京事務所長会負担金	30
		近畿ブロック東京事務所長会負担金	15
		各省担当者協議会負担金	45
		中国五県物産観光協議会年会費	20
		鳥取地域学連携講座開催負担金	1,000
		第3ビル事務所管理負担金	2,891
		在阪道府県協議会負担金	100
		関西市場駐在協議会負担金	15
		在阪中・四国県外事務所協議会負担金	30
		第3ビル修繕積立負担金	225
		中・四国観光展事業負担金	50
		商工会議所(大阪、東大阪、京都、守口門真、姫路、神戸)年会費	173
		関西系統農協畜産物販売連絡協議会負担金	30
		大阪事務所多目的交流室管理負担金	1,758
		各商談会への出展負担金	255
		関西圏人材確保モデル事業負担金	417
		イベント出店負担金	360
	在名道府県連絡協議会負担金	200	
	全国物産観光センター連絡協議会会費・負担金	141	
	名古屋商工会議所、名古屋産業人クラブ年会費	60	
11目	財政調整基金費		
	積立金	財政調整基金積立金	19,849
12目	諸費		
	償還金、利子及び割引料	国庫補助金等過年度精算返還金	35,000
13目	減債基金費		
	積立金	減債基金積立金	193,749
14目	公文書館費		
	報酬	非常勤職員	9人
	負担金、補助及び交付金	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会負担金	40
15目	総合事務所費		
	報酬	非常勤職員	18人
		警備員	2人
		ボイラー技士	1人
		電気技師	1人
		日野郡民行政参画推進会議委員	24人
	負担金、補助及び交付金	東部総合事務所安全運転管理者協議会負担金	60
		八頭総合事務所安全運転管理者協議会負担金	32
		中部総合事務所安全運転管理者協議会負担金	60
		西部総合事務所安全運転管理者協議会負担金	48
		日野広域交流促進事業補助金	300
		日野総合事務所安全運転管理者協議会負担金	42
3項	徴税費		
1目	税務総務費		
	報酬	固定資産評価審議会委員	5人
		一般職員	97人
	負担金、補助及び交付金	全国地方税務協議会負担金	1,090
		租税教育推進協議会負担金	497
		資産評価システム研究センター負担金	700
		中国ブロック税務講習会負担金	62
2目	賦課徴収費		
	報酬	非常勤職員	15人
	負担金、補助及び交付金	地方税電子化協議会負担金	12,850
		個人県民税徴収取扱費市町村交付金	937,757
		地方消費税徴収取扱費負担金	17,524
		納税貯蓄組合補助金	7,977
		OSS都道府県税協議会負担金	3,227

3款 民生費			
1項 社会福祉費			
1目 社会福祉総務費			
報酬 給料 負担金、補助 及び交付金	人権尊重の社会づくり協議会委員		26人
	非常勤職員		4人
	一般職員		12人
	(社)鳥取県人権文化センター負担金		14,918
	(社)鳥取県人権文化センター派遣職員人件費補助金		26,653
	県民自ら行う人権学習支援補助金		2,000
	鳥取県人権擁護委員連合会補助金		120
	研修参加負担金		350
	全国隣保館連絡協議会負担金		562
	鳥取県隣保館連絡協議会補助金		600
	鳥取県同和対策協議会補助金		158
	部落解放同盟鳥取県連合会補助金		4,000
	(社)鳥取県人権文化センター調査研究事業(同和問題)補助金		618
	隣保館運営費等補助金		301,443
隣保館等施設整備費補助金		48,289	
12款 公債費			
1項 公債費			
1目 利子			
償還金、利子 及び割引料	一時借入金利子		114,960
13款 諸支出金			
2項 地方消費税清算金			
1目 地方消費税清算金			
償還金、利子 及び割引料	地方消費税清算金		4,859,339
3項 利子割交付金			
1目 利子割交付金			
負担金、補助 及び交付金	市町村交付金		237,235
4項 配当割交付金			
1目 配当割交付金			
負担金、補助 及び交付金	市町村交付金		72,142
5項 株式等譲渡所得割交付金			
1目 株式等譲渡所得割交付金			
負担金、補助 及び交付金	市町村交付金		31,911
6項 地方消費税交付金			
1目 地方消費税交付金			
負担金、補助 及び交付金	市町村交付金		5,413,667
7項 ゴルフ場利用税交付金			
1目 ゴルフ場利用税交付金			
負担金、補助 及び交付金	市町村交付金		111,282
8項 自動車取得税交付金			
1目 自動車取得税交付金			
負担金、補助 及び交付金	市町村交付金		515,998
9項 利子割精算金			
1目 利子割精算金			
償還金、利子 及び割引料	利子割精算金		802
10項 県税還付金			
1目 県税還付金			
償還金、利子 及び割引料	県税過納金等還付金		780,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	地方債 千円	特 定 財 源 千円	一 般 財 源 千円
平成22年度 地方税電子申告システム賃借料	千円 3,106			平成23年度	3,106				3,106
平成22年度 勤務時間管理サポートシステム賃借料	1,953			平成23年度から 平成27年度まで	1,953				1,953
平成22年度 職員宿舍管理業務委託	56,077			平成23年度から 平成25年度まで	56,077			56,077	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	限度額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金	特定財源	地方債	その他	一般財源
平成19年度 健康管理システム賃借料	千円 18,636	平成20年度から 平成21年度まで	7,263	平成22年度から 平成24年度まで	10,894	千円		千円	千円	10,894
平成19年度 県庁舎耐震補強整備事業費	2,458,344	平成20年度から 平成21年度まで	120,215	平成22年度から 平成23年度まで	2,147,785		1,022,754	787,000		338,031
平成20年度 東部総合事務所冷温水発生機保守点検業務委託	3,000	平成21年度	914	平成22年度から 平成23年度まで	1,827					1,827
平成20年度 東部総合事務所ポンプ類保守点検業務委託	816	平成21年度	154	平成22年度から 平成23年度まで	308					308
平成20年度 東部総合事務所移動梯子設備等保守点業務委託	567	平成21年度	179	平成22年度から 平成23年度まで	357					357
平成20年度 日野総合事務所清掃業務委託	18,711	平成21年度	5,040	平成22年度から 平成23年度まで	10,080					10,080
平成20年度 日野総合事務所機械警備業務委託	1,380	平成21年度	460	平成22年度から 平成23年度まで	920					920
平成20年度 日野総合事務所電気工作物保安業務委託	1,236	平成21年度	374	平成22年度から 平成23年度まで	747					747
平成20年度 日野総合事務所空調機器保守点検業務委託	6,288	平成21年度	875	平成22年度から 平成23年度まで	1,750					1,750
平成20年度 日野総合事務所消防設備保守点検業務委託	867	平成21年度	210	平成22年度から 平成23年度まで	420					420
平成20年度 鳥取県立人権ひろば21管理委託	53,875	平成21年度	10,775	平成22年度から 平成25年度まで	43,100					43,100
平成20年度 コンビニ納税収納代行委託	1件当たり68円に収納取扱 件数を乗じて得た額	平成21年度	1,727	平成22年度から 平成23年度まで	限度額に同じ					

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	特 定 財 源	一 般 財 源	そ の 他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成20年度 県有施設清掃業務委託	51,342	平成21年度	11,333	平成22年度から 平成23年度まで	22,665				22,666
平成20年度 公文書館清掃業務委託	8,667	平成21年度	1,441	平成22年度から 平成23年度まで	2,882				2,882
平成20年度 関西本部清掃業務委託	774	平成21年度	258	平成22年度から 平成23年度まで	516				516
平成21年度 東部総合事務所警備業務委託	14,736			平成22年度から 平成24年度まで	14,736				14,736
平成21年度 東部総合事務所中央監視盤保守点検業務委託	19,980			平成22年度から 平成24年度まで	19,980				19,980
平成21年度 東部総合事務所電話交換機等保守点検業務委託	7,713			平成22年度から 平成24年度まで	7,713				7,713
平成21年度 八頭総合事務所警備業務委託	11,970			平成22年度から 平成24年度まで	11,970				11,970
平成21年度 八頭総合事務所熱源機器保守点検業務委託	1,434			平成22年度から 平成24年度まで	1,434				1,434
平成21年度 八頭総合事務所非常用発電設備保守点検業務委託	804			平成22年度から 平成24年度まで	804				804
平成21年度 中部総合事務所警備業務委託	14,958			平成22年度から 平成24年度まで	14,958				14,958
平成21年度 中部総合事務所電話交換機等保守点検業務委託	2,196			平成22年度から 平成24年度まで	2,196				2,196
平成21年度 中部総合事務所吸気式冷温水発生機保守点検業務委託	3,687			平成22年度から 平成24年度まで	3,687				3,687

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	限度額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金	特定財源	地方債	その他	一般財源
平成21年度 中部総合事務所消防設備保守点検業務委託	千円 1,332		千円	平成22年度から 平成24年度まで	1,332	千円		千円		千円
平成21年度 西部総合事務所工レベーター保守点検業務委託	2,268			平成22年度から 平成24年度まで	2,268					2,268
平成21年度 西部総合事務所警備業務委託	13,308			平成22年度から 平成24年度まで	13,308					13,308
平成21年度 西部総合事務所消防設備保守点検業務委託	2,070			平成22年度から 平成24年度まで	2,070					2,070
平成21年度 日野総合事務所電話交換機等保守点検業務委託	1,437			平成22年度から 平成24年度まで	1,437					1,437
平成21年度 日野総合事務所建築物環境衛生管理業務委託	1,419			平成22年度から 平成24年度まで	1,419					1,419
平成21年度 県有施設消防設備保守点検業務委託	17,127			平成22年度から 平成24年度まで	17,127					17,127
平成21年度 県有施設電気工作物保安業務委託	12,014			平成22年度から 平成23年度まで	12,014					12,014
平成21年度 県有施設工レベーター等保守点検業務委託	29,854			平成22年度から 平成23年度まで	29,854					29,854
平成21年度 公有財産管理・利活用対策費	8,977			平成22年度から 平成28年度まで	8,977					8,977

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

総務課 → 事業実施: 統轄監 総務課

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額	左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額		特 定 財 源	一 般 財 源		
	千円	期 間	金 額	金 額	国庫支出金	地方債	その他	千円
平成20年度 知事公邸清掃業務委託	5,010	平成21年度	794	1,588				1,588
平成20年度 県庁舎工しべーター保守点検業務委託	31,830	平成21年度	9,072	18,144				18,144
平成20年度 県庁舎等植栽管理業務委託	11,805	平成21年度	3,710	7,420				7,420
平成21年度 県庁舎設備保守点検業務委託	128,823			128,823				128,823

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前前年度末現在高 千円	前年度末現在高見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
1 普通債	608,627,056	640,006,868	70,122,000	46,837,457	663,291,411
(1) 土 木	306,128,245	304,388,338	16,551,000	26,910,567	294,028,771
(2) 農 林 水 産	66,550,926	63,439,286	2,489,000	6,581,010	59,347,276
(3) 教 育	14,275,609	15,634,653	1,836,000	1,092,280	16,378,373
(4) 公 営 住 宅	2,091,988	2,489,100	579,000	196,170	2,871,930
(5) 民 生	7,340,941	6,863,854	144,000	128,431	6,879,423
(6) 衛 生	2,965,353	2,729,166	12,000	242,184	2,498,982
(7) 臨時財政対策債	170,959,140	208,033,457	47,964,000	8,258,033	247,739,424
(8) そ の 他	38,314,854	36,429,014	547,000	3,428,782	33,547,232
2 災害復旧債	10,313,913	8,453,329	1,423,000	1,999,641	7,876,688
(1) 土 木	9,055,795	7,513,479	1,267,000	1,681,990	7,098,489
(2) 農 林 水 産	468,503	353,987	156,000	112,702	397,285
(3) そ の 他	789,615	585,863	0	204,949	380,914
合 計	618,940,969	648,460,197	71,545,000	48,837,098	671,168,099

平成22年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計)								
政策法務課	104,066	95,078	8,988			60	104,006	
(総務課)	(232,811)	(248,276)	(△ 15,465)				(232,811)	
合計	104,066	95,078	8,988	0	0	60	104,006	

平成22年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
1 事業収入			千円 (4,183,626)	千円 (3,914,234)	千円 (269,392)		千円	
			104,006	95,018	8,988			
	3 集中管理 事業収入		(3,414,086)	(3,140,134)	(273,952)			
		1 集中管理 事業収入	(3,414,086)	(3,140,134)	(273,952)	1 集中管理		
			104,006	95,018	8,988	事業収入	104,006	
3 諸収入			(60)	(60)	(0)			
			60	60	0			
	1 雑入		(60)	(60)	(0)			
		1 雑入	(60)	(60)	(0)	1 雑入	60	
		歳入合計	(4,343,686)	(3,923,316)	(420,370)			
			104,066	95,078	8,988			

※上段()書は、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計の合計、下段は総務部の合計。

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
						国庫支出金	諸収入	繰越金	事業収入	区分	
1 事業費	3 集中管理 事業費		千円 (4,183,686)	千円 (3,923,316)	(260,370)	千円 (60)	千円 (4,183,626)	千円		千円	
			104,066	95,078	8,988	60	104,006				
			(3,414,146)	(3,140,194)	(273,952)	(60)	(3,414,086)				
		1 集中管理 事業費	(3,414,146)	(3,140,194)	(273,952)	(60)	(3,414,086)				
			104,066	95,078	8,988	60	104,006				
									1 報酬	10,605	
									4 共済費	1,505	
									9 旅費	243	普通旅費
									11 需用費	6,184	
									12 役務費	49,439	
									13 委託料	420	
									14 使用料及び 賃借料	35,670	
		歳出合計	(4,343,686)	(3,923,316)	(260,370)	(60)	(4,183,626)	(160,000)			
			104,066	95,078	8,988	60	104,006				

※上段()書は、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計の合計、下段は総務部の合計。

平成22年度用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

3 項 集中管理事業費

政策法務室（内線：7028）→事業実施：政策法務課

1 目 集中管理事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他 (諸収入)	事業収入	
印刷発送費	104,066	95,078	8,988			60	104,006	
トータルコスト	112,134千円（前年度 97,564千円）			[正職員：1.0人 非常勤職員：5.0人]				
主な業務内容	文書の印刷及び発送							
工程表の政策目標	—							
事業内容の説明								
1 事業の概要								
本庁で扱う文書の印刷及び発送の集中管理事業に要する経費である。								
2 主な事業内容								
(1) 文書の印刷（41,834千円）（前年度35,221千円 6,613千円増）								
一般職員でも操作可能な印刷機を使用して、印刷業務の効率化、経費の節減を図る。								
・プリント料金 35,670千円（前年度29,318千円 6,352千円増）								
・印刷用紙代 5,125千円（前年度 4,864千円 261千円増）								
・印刷事務用品等 1,039千円（前年度 1,039千円）								
(2) 文書の発送（62,232千円）（前年度59,857千円 2,375千円増）								
庁内で発送する文書を政策法務室で集合発送することにより、経費の節減を図る。								
・郵便料金 49,439千円（前年度47,084千円 2,355千円増）								
・非常勤職員人件費 12,110千円（前年度12,090千円 20千円増）								
・発送事務用品等 683千円（前年度 683千円）								

平成22年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

3 項 集中管理事業費

総務課（内線：7012）→事業実施：統轄監 総務課

1 目 集中管理事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	事業収入	
庁用光熱水費	(184,259)	(200,637)	(Δ16,378)				(184,259)	
トータルコスト	184,259千円（前年度 201,466千円）[0人]							
主な業務内容	光熱水費の支払い、各課割当、入居団体への請求							
工程表の政策目標（指数）	-							
説 明								
県庁舎及び各総合事務所の電気、ガス、上下水道並びに冷暖房用燃料費の支払いに要する経費								
割当電話料金	(48,552)	(47,639)	(913)				(48,552)	
トータルコスト	48,552千円（前年度 48,468千円）[0人]							
主な業務内容	電話代の支払い、各課割当、入居団体への請求							
工程表の政策目標（指数）	-							
説 明								
県庁舎及び各総合事務所の電話料金の支払いに要する経費								

平成22年度用品調達等集中管理事業特別会計当初予算歳入歳出事項別明細書

(単位:千円)

節 款項目	用品調達等 集中管理事業 特別会計 特合	1款 事業費				総務部合計	
		うち総務部			3項 集中管理事業費		
							1目 集中管理事業費
1 報酬	2,047,314	2,047,314	10,605	10,605	10,605	10,605	
2 給料							
3 職員手当等							
4 共済費	300,521	300,521	1,505	1,505	1,505	1,505	
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 賃金	45,120	45,120					
8 報償費							
9 旅費	3,543	3,543	243	243	243	243	
費用弁償							
普通旅費	3,543	3,543	243	243	243	243	
特別旅費							
10 交際費							
11 需用費	971,323	971,323	6,184	6,184	6,184	6,184	
12 役務費	317,144	317,144	49,439	49,439	49,439	49,439	
13 委託料	420	420	420	420	420	420	
14 使用料及び賃借料	493,213	493,213	35,670	35,670	35,670	35,670	
15 工事請負費							
16 原材料費							
17 公有財産購入費							
18 備品購入費	3,115	3,115					
19 負担金、補助及び交付金	312	312					
20 扶助費							
21 貸付金							
22 補償、補填及び賠償金	1,000	1,000					
23 償還金、利子及び割引料							
24 投資及び出資金							
25 積立金							
26 寄付金							
27 公課費	661	661					
28 繰出金	160,000						
予備費							
計	4,343,686	4,183,686	104,066	104,066	104,066	104,066	
財源							
内 国庫支出金							
繰入金							
その他	160,060	60	60	60	60	60	
事業収入	4,183,626	4,183,626	104,006	104,006	104,006	104,006	

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
1款 事業費		
3項 集中管理事業費		
1目 集中管理事業費		
報 酬	非常勤職員	5人

議案第3号

平成22年度鳥取県公債管理特別会計当初予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
財政課	80,893,361	82,666,429	△ 1,773,068		17,777,000		63,116,361	
合計	80,893,361	82,666,429	△ 1,773,068		17,777,000		63,116,361	

平成22年度鳥取県公債管理特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区	分	
1 繰入金			千円	千円	千円		千円	
			63,116,361	58,401,429	4,714,932			
	1 一般会計繰入金		59,878,461	56,290,129	3,588,332			
		1 一般会計繰入金	59,878,461	56,290,129	3,588,332	1 一般会計繰入金	59,878,461	
	2 減債基金繰入金		3,237,900	2,111,300	1,126,600			
		1 減債基金繰入金	3,237,900	2,111,300	1,126,600	1 減債基金繰入金	3,237,900	
2 県債			17,777,000	24,265,000	△ 6,488,000			
			17,777,000	24,265,000	△ 6,488,000			
	1 県債		17,777,000	24,265,000	△ 6,488,000	1 公債費借換債	17,777,000	元金充当
	歳入	合計	80,893,361	82,666,429	△ 1,773,068			

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説明	
						国庫支出金	起債	繰入金	事業収入		区分
1 公債費			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
			80,893,361	82,666,429	△ 1,773,068	17,777,000	63,116,361				
	1 公債費		80,893,361	82,666,429	△ 1,773,068	17,777,000	63,116,361				
		1 元金	69,851,998	72,439,641	△ 2,587,643	17,777,000	52,074,998		23償還金利子及び割引料	67,555,121	
									25積立金	2,296,877	
		2 利子	11,017,343	10,189,221	828,122		11,017,343		23償還金利子及び割引料	11,017,343	
		3 公債諸費	24,020	37,567	△ 13,547		24,020		12役務費 13委託料	23,925 95	
	歳出	合計	80,893,361	82,666,429	△ 1,773,068	17,777,000	63,116,361				

平成22年度鳥取県公債管理特別会計当初予算説明資料

1款 公債費

1項 公債費

財政課 (内線: 7045)

1目 元金

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
元金	69,851,998	72,439,641	△2,587,643		17,777,000		<基金繰入金> 3,237,900 <一般会計繰入金> 48,837,098	
トータルコスト	69,855,225千円 (前年度 72,442,127千円) [正職員 0.4人]							
主な業務内容	一般会計で借り入れた地方債の元金の償還に係る事務処理、満期一括償還方式で借り入れた地方債の単年度償還相当額の積立に係る事務処理							
工程表の政策目標(指標)	・22年度末の基金残高を、300億円以上確保 ・22年度末の実質的な借入金残高を、18年度末(4,267億円)以下							
説 明	過去に借入れした一般会計分に係る地方債のうち、22年度に返済する元金の支払い及び満期一括償還方式で借入れた起債元金の単年度償還相当額について減債基金に積み立てるための経費である。 公債元金 67,555,121千円 減債基金積立金 2,296,877千円 ※公債元金には、21年度から発生する縁故債の借換分を含む (縁故債の借換とは、もともと10年後に借換えることを前提に発行した地方債について、10年目に一旦残額の全額を償還した後に、改めて実勢レートで借り直すもの)							

2目 利子

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
利子	11,017,343	10,189,221	828,122				<一般会計繰入金> 11,017,343	
トータルコスト	11,020,570千円 (前年度 10,192,535千円) [正職員 0.4人]							
主な業務内容	一般会計で借り入れた地方債の利子の支払いに係る事務処理							
工程表の政策目標(指標)	・22年度末の基金残高を、300億円以上確保 ・22年度末の実質的な借入金残高を、18年度末(4,267億円)以下							
説 明	過去に借入れした一般会計分の地方債のうち、平成22年度に返済する利子の支払いのための経費である。							

平成22年度鳥取県公債管理特別会計当初予算説明資料

1 款 公債費

1 項 公債費

財政課 (内線: 7045)

3 目 公債諸費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
公債諸費	24,020	37,567	△13,547				〈一般会計繰入金〉 24,020	
トータルコスト	24,827千円 (前年度 38,396千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	県債の借入及び県債管理システムの保守に係る事務							
工程表の政策 目標(指標)	<ul style="list-style-type: none"> ・22年度末の基金残高を、300億円以上確保 ・22年度末の実質的な借入金残高を、18年度末(4,267億円)以下 							
説 明	<p>県債の管理に要する経費である。</p> <p>県債発行に要する手数料 23,925千円 県債管理システム保守委託 95千円</p>							

平成22年度 鳥取県公債管理特別会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

(単位:千円)

節	款項目	公債管理 特別会計 合計	1款 公債費				総務部計	
			1項 公債費					
			1目 元	2目 金	3目 利	子 公債諸費		
1	報酬							
2	給料							
3	職員手当等							
4	共済費							
5	災害補償費							
6	恩給及び退職年金							
7	賃金							
8	報償費							
9	旅費							
	費用弁償							
	普通旅費							
	特別旅費							
10	交際費							
11	需用費							
12	役務費	23,925	23,925	23,925		23,925	23,925	
13	委託料	95	95	95		95	95	
14	使用料及び賃借料							
15	工事請負費							
16	原材料費							
17	公有財産購入費							
18	備品購入費							
19	負担金、補助及び 交付金							
20	扶助費							
21	貸付金							
22	補償、補填及び賠 償金							
23	償還金、利子及び 割引料	78,572,464	78,572,464	78,572,464	67,555,121	11,017,343	78,572,464	
24	投資及び出資金							
25	積立金	2,296,877	2,296,877	2,296,877	2,296,877		2,296,877	
26	寄付金							
27	公課費							
28	繰出金							
	予備費							
	計	80,893,361	80,893,361	80,893,361	69,851,998	11,017,343	24,020	80,893,361
財	国庫支出金							
源	地方債	17,777,000	17,777,000	17,777,000	17,777,000			17,777,000
内	その他							
訳	繰入金	63,116,361	63,116,361	63,116,361	52,074,998	11,017,343	24,020	63,116,361

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
1款 公債費		
1項 公債費		
1目 元 金		
償還金、利子 及び割引料	公債元金償還金	67,555,121
積 立 金	減債基金積立金(満期一括償還分)	2,296,877
2目 利 子		
償還金、利子 及び割引料	公債利子償還金	11,017,343

(議案第4号)

平成22年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
(鳥取県給与集中管理特別会計)								
給与室	26,131,664	26,747,839	△ 616,175			26,131,664		
合計	26,131,664	26,747,839	△ 616,175			26,131,664		

平成22年度鳥取県給与集中管理特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
1	給与等 振替 収入		千円 26,131,664	千円 26,747,839	千円 △ 616,175		千円	
			26,131,664	26,747,839	△ 616,175			
		1 給与等振替収入	26,131,664	26,747,839	△ 616,175	1 給与等振替収入	26,131,664	
歳入合計			26,131,664	26,747,839	△ 616,175			

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節		説明
							区分	金額	
1	給与費		千円 26,131,664	千円 26,747,839	千円 △ 616,175	千円		千円	
			26,131,664	26,747,839	△ 616,175	26,131,664			
		1 給与費	26,131,664	26,747,839	△ 616,175	26,131,664	報酬 給料当 共済費	373,050 11,546,628 9,912,606 4,299,380	
歳出合計			26,131,664	26,747,839	△ 616,175	26,131,664			

平成22年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算説明資料

1 款 給与費

1 項 給与費

給与室（内線：7419）→事業実施：人事企画課

1 目 給与費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳			備考
				国庫支出金	起債	その他 繰入金	
給与費	26,131,664	26,747,839	△616,175			<給与等振替 収入> 26,131,664	
トータルコスト	26,131,664千円（前年度 26,747,839千円） [正職員：0.0人]						
主な業務内容	特別職及び一般職の職員（警察、教育委員会を除く）に係る給与費の支払い						
工程表の政策目標指標	—						

説 明

特別職及び一般職の職員（警察、教育委員会を除く）の給与費について、特別会計による一括支払いを行うことにより、各部予算担当者の予算執行管理事務の効率化を図る。

【内訳】

（単位：千円）

区 分	金 額
報 酬	373,050
給 料	11,546,628
手 当	9,912,606
共済費	4,299,380
合 計	26,131,664

平成22年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

(単位:千円)

款項目 節	給与集中管理 特別会計計	1款 給与費			総務部 合計
			1項 給与費		
			1目 給与費		
1 報酬	373,050	373,050	373,050	373,050	373,050
2 給料	11,546,628	11,546,628	11,546,628	11,546,628	11,546,628
3 職員手当等	9,912,606	9,912,606	9,912,606	9,912,606	9,912,606
4 共済費	4,299,380	4,299,380	4,299,380	4,299,380	4,299,380
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 貸金					
8 報償費					
9 旅費					
費用弁償					
普通旅費					
特別旅費					
10 交際費					
11 需用費					
12 役務費					
13 委託料					
14 使用料及び賃借料					
15 工事請負費					
16 原材料費					
17 公有財産購入費					
18 備品購入費					
負担金、補助及び					
19 交付金					
20 扶助費					
21 貸付金					
22 補償、補填及び賠償金					
23 償還金、利子及び割引料					
24 投資及び出資金					
25 積立金					
26 寄付金					
27 公課費					
28 繰出金					
予備費					
計	26,131,664	26,131,664	26,131,664	26,131,664	26,131,664
財源					
国庫支出金					
起債					
内 其他	26,131,664	26,131,664	26,131,664	26,131,664	26,131,664
訳繰入金					

<p>条例名等</p>	<p>県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の設定について</p>
<p>提出理由</p>	<p>1 提出理由 県の事務に対する暴力団の関与等を排除し、県の事務が暴力団等の資金獲得活動に利用されること等を防止するため、県の個人情報の取扱いに関し暴力団等の排除を目的とする場合の例外を設けるとともに、暴力団の利益になると認められるとき等は公の施設の利用の許可等をしないことができることとする等関係する条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県個人情報保護条例について、県の事務への暴力団等の関与を排除し、又は予防することを目的とするときは、個人情報を本人以外のものから収集し、又は個人情報取扱事務登録簿に登録された目的以外の目的のために利用し、若しくは提供することができることとするための所要の改正を行う。 (2) 次に掲げる条例について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の利益になると認められるときは、施設の利用許可等をしないことができることとする等公の施設の不適正な利用等を制限するための所要の改正を行う。 ア 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例 イ 鳥取県都市公園条例 ウ 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例 エ 鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例 オ 鳥取県港湾管理条例 カ 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例 キ 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例 ク 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例 ケ 鳥取県営企業の設置等に関する条例</p>
<p>及び</p>	<p>3. 施行期日 平成22年4月1日</p>
<p>概要</p>	<p>(参考) 県の行政事務からの暴力団排除に関する合意書の概要 (1) 暴力団等を排除する行政事務 ① 建設工事等の請負、物品等の売買、業務の委託等に係る契約【既存措置の拡充】 ② 財産及び金銭の貸付けに係る契約【既存措置の拡充】 ③ 補助金等の交付【新規】 ④ 公の施設に係る指定管理者の指定【既存措置】 ⑤ 公の施設の利用許可【既存措置の拡充】及び公有財産の使用許可【新規】 ⑥ その他申請等に対し県が行う相手方の利益になる可能性のある処分等【新規】</p> <p>(2) 暴力団情報の提供・排除措置の実施 ① 暴力団情報の提供 ア 各部局は、警察本部に対して行政事務の相手方となり、又はなる可能性のある者が暴力団等に該当するか照会することができる。 イ 警察本部は、アを受けて調査を行い回答する。 ② 排除措置の実施 各部局は、入札参加資格を付与しない、補助金を交付しない、契約解除等、(1)の行政事務の相手方としないための排除措置を行う。 ③ 相互連携 ア 各部局は、妨害・いやがらせ等がある場合等には、警察本部に協力を依頼できる。 イ 訴訟等の際には、警察本部は情報の正当性を立証する等必要な協力を行う。</p>

県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第1条 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(収集の制限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 実施機関は、個人情報を本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 実施機関の事務への暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の関与を排除し、又は予防すること(以下「暴力団排除等」という。)を目的として収集するとき。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のものから収集することに相当な理由があると実施機関が認めるとき。</u></p> <p>5 実施機関は、第3項第3号又は前項第8号の規定により個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>(収集の制限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 実施機関は、個人情報を本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のものから収集することに相当な理由があると実施機関が認めるとき。</p> <p>5 実施機関は、第3項第3号又は前項第7号の規定により個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、登録簿に登録された目的(第6条第3項各号に掲げる事務及び同条第4項の規定により登録簿に登録しない事務については、実施機関があらかじめ定める目的)以外の目的のために個人情報を実施機関において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、登録簿に登録された目的(第6条第3項各号に掲げる事務及び同条第4項の規定により登録簿に登録しない事務については、実施機関があらかじめ定める目的)以外の目的のために個人情報を実施機関において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>

<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 実施機関において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合（<u>犯罪の予防等又は暴力団排除等を目的として利用し、又は提供する場合を除く。</u>）であって、利用し、又は提供を受ける個人情報が当該実施機関の事務の執行に必要不可欠であると認められるとき。</p> <p>(5) <u>犯罪の予防等又は暴力団排除等を目的として実施機関において利用する場合又は県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合であって、当該目的に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、当該利用し、又は提供することに相当な理由があると認められるとき。</u></p> <p>(6) <u>犯罪の予防等又は暴力団排除等を目的として前号に規定するもの以外のものに提供する場合であって、当該目的に必要な限度で提供し、かつ、当該提供することに特別の理由があると認められるとき。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 実施機関において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合（<u>犯罪の予防等を目的として利用し、又は提供する場合を除く。</u>）であって、利用し、又は提供を受ける個人情報が当該実施機関の事務の執行に必要不可欠であると認められるとき。</p> <p>(5) <u>犯罪の予防等を目的として実施機関において利用する場合又は県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合であって、当該目的に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、当該利用し、又は提供することに相当な理由があると認められるとき。</u></p> <p>(6) <u>犯罪の予防等を目的として前号に規定するもの以外のものに提供する場合であって、当該目的に必要な限度で提供し、かつ、当該提供することに特別の理由があると認められるとき。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2～4 略</p>
--	--

（鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>（利用の許可）</p> <p>第3条 研究所を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 研究所の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する</u></p>	<p>（利用の許可）</p> <p>第3条 研究所を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p>

法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

（措置命令）

第5条 知事は、研究所の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

（措置命令）

第5条 知事は、研究所の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第3条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

（鳥取県都市公園条例の一部改正）

第3条 鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（行為の制限）</p> <p>第7条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>（1） 物品の販売その他の営業を行うこと。</p> <p>（2） 物品を頒布すること。</p> <p>（3） 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。</p> <p>（4） 集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>3 <u>知事は、前2項の許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の許可をしないことができる。</u></p> <p><u>（1） 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>（2） 都市公園を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。</u></p>	<p>（行為の制限）</p> <p>第7条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>（1） 物品の販売その他の営業を行うこと。</p> <p>（2） 物品を頒布すること。</p> <p>（3） 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。</p> <p>（4） 集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p>

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

4 知事は、第1項及び第2項の許可に、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(有料公園施設の利用の許可)

第8条 略

2 有料公園施設を利用しようとする者（指定管理者が知事の承認を得て一般利用に係る許可を要しないこととした施設を一般利用の方法で使用する場合を除く。）又は指定管理者が知事の承認を得て別に定める設備若しくは器具を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 及び(2) 略

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(4) 略

4 略

(監督処分)

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項若しくは第2項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1) 略

(2) 第7条第4項の条件に違反したとき。

(3)～(5) 略

2 略

3 知事は、前2項の許可に、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(有料公園施設の利用の許可)

第8条 略

2 有料公園施設を利用しようとする者（指定管理者が知事の承認を得て一般利用に係る許可を要しないこととした施設を一般利用の方法で使用する場合を除く。）又は指定管理者が知事の承認を得て別に定める設備若しくは器具を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 及び(2) 略

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的な不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 略

4 略

(監督処分)

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項若しくは第2項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1) 略

(2) 第7条第3項の条件に違反したとき。

(3)～(5) 略

2 略

(鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に

改める。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第11条 別表に定める施設並びにグラウンド及びテニスコート（以下「グラウンド等」という。）を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 大学校の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第12条 利用許可を受けた者（グラウンド等の利用許可を受けた者を除く。）のうち一般人に対しては、規則で定めるところにより、別表に定める額の使用料を徴収する。</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第11条 別表に定める施設並びにグラウンド及びテニスコート（以下「グラウンド等」という。）を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第12条 <u>前条の許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（グラウンド等の利用許可を受けた者を除く。）のうち一般人に対しては、規則で定めるところにより、別表に定める額の使用料を徴収する。</u></p>

(鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例（昭和60年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 二十一世紀の森の施設のうち林業技術工芸実習館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 林業技術工芸実習館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 二十一世紀の森の施設のうち林業技術工芸実習館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p>

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

（鳥取県港湾管理条例の一部改正）

第6条 鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>（使用等の許可）</p> <p>第3条 港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、航路、泊地及び道路を通常使用する場合（制限区域を使用する場合を除く。）は、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に基づく許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) <u>港湾施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p><u>(6) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>（使用等の許可）</p> <p>第3条 港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、航路、泊地及び道路を通常使用する場合（制限区域を使用する場合を除く。）は、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に基づく許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) <u>港湾施設をき損し、又は汚損するおそれがあるものであるとき。</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3～5 略</p>

（鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び空港法（昭和31年法律第80号）第12条第1項の規定に基づき、鳥取県営鳥取空港の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>(土地等の使用)</p> <p>第11条 空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者は、第4条の規定により使用する場合を除き、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る土地等の使用の態様又は目的を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 知事は、その使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 空港の施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</p> <p>(空港内営業の許可)</p> <p>第12条 空港内で営業をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、その営業が前条第2項各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び航空法（昭和27年法律第231号）第54条の2第1項の規定に基づき、鳥取県営鳥取空港の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>(土地等の使用)</p> <p>第11条 空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者は、第4条の規定により使用する場合を除き、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る土地等の使用の態様又は目的を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(空港内営業の許可)</p> <p>第12条 空港内で営業をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p>
---	---

(鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 青少年社会教育施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができ</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 青少年社会教育施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p>

<p>る。</p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 青少年社会教育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p>	
---	--

(鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第6条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2. 教育委員会は、その利用（展示室、講堂又は会議室に係るものに限る。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項又は第7条第1項第2号若しくは第4号の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第6条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条又は第7条第1項第2号若しくは第4号の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p>

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第10条 鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
第5条 略 2 略 3 <u>知事は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるときは、工業用水の供給をしないことができる。</u>	第5条 略 2 略

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県基金条例の一部改正について									
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>(1) 基金のさらなる活用を図るため、対象事業を拡大し、又は充実させること等に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(2) 平成21年度末までに設置目的に係る事業を完了することから、鳥取県地域活性化・生活対策臨時基金を廃止する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 鳥取県ジゲおこし推進基金の名称及び設置目的を次のとおり改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">現 行</th> <th style="width: 45%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td>鳥取県ジゲおこし推進基金</td> <td>鳥取力創造運動推進基金</td> </tr> <tr> <td>設置目的</td> <td>市町村との連携を図りつつ、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。</td> <td>県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、共に地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 鳥取県森林整備担い手育成基金について、運用益金として積み立てられた額であって現に存するものの合計額に相当する額の範囲内において、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとする。</p> <p>(3) 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金の目的として、住宅の確保等により離職者等を支援して、これらの者の生活の安定を図ることを加え、処分事由として、離職者等の住宅の確保、就労支援・相談支援体制の充実を図る事業に必要な経費の財源に充てるときを加える。</p> <p>(4) 鳥取県地域活性化・生活対策臨時基金は、廃止する。</p> <p>(5) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(6) 施行期日は、公布日とする(3)を除き、平成22年4月1日とする。</p>	区 分	現 行	改正後	名 称	鳥取県ジゲおこし推進基金	鳥取力創造運動推進基金	設置目的	市町村との連携を図りつつ、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、共に地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。
区 分	現 行	改正後								
名 称	鳥取県ジゲおこし推進基金	鳥取力創造運動推進基金								
設置目的	市町村との連携を図りつつ、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、共に地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。								

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）を当該移動項に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
7 鳥取力創造運動推進基金	鳥取県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、共に地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当。 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基		7 鳥取県シゲおこし推進基金	鳥取県市町村との連携を図りつつ、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当。 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に	

		金に積立て	
略			
11 鳥取県森林整備担い手育成基金	林業従事者の安全衛生の水準の向上、技術及び技能の向上、厚生福利制度の充実等を推進し、もって森林整備の担い手の育成を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て
			この条例又は附則第2項の規定による廃止前の鳥取県森林整備担い手育成基金条例（平成5年鳥取県条例第5号）の規定により運用益金として積み立てられた額であって現に存するもの合計額に相当する額の範囲内において、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当するとき。

略			
20 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金	県内の離職者等（離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者をいう。以下この項において同じ。）を、次の雇用に至るまでの間、就	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て (1) 離職者等の次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・

		積立て	
略			
11 鳥取県森林整備担い手育成基金	林業従事者の安全衛生の水準の向上、技術及び技能の向上、厚生福利制度の充実等を推進し、もって森林整備の担い手の育成を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て

略			
20 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金	離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業を実施し、これら	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て 当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

	業機会の提供、住宅の確保等により支援し、これらの者の生活の安定を図ること。			提供する等の事業に必要な経費の財源に充てるとき。 (2) 離職者等の住宅の確保、就労支援・相談支援体制の充実を図る事業に必要な経費の財源に充てるとき。				の者の生活の安定を図ること。		
21 鳥取県妊婦健康診査支援基金	市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	21 鳥取県妊婦健康診査支援基金	市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	
22 略					22 鳥取県地域活性化・生活対策臨時基金	地域の活力を維持・再生するために、地域の諸課題に柔軟に対応して県民の生活基盤の整備を図り、もって県民生活の向上に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	
23 略					23 略					
24 略					24 略					
25 略					25 略					
26 略					26 略					
27 略					27 略					
27 略					28 略					

28 略	29 略
29 略	30 略
30 略	31 略
31 略	32 略
32 略	33 略
33 略	34 略

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1の20の項の改正規定は、公布の日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等を踏まえ、急速な少子化に対応し、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図れる勤務環境を整備するため、配偶者が育児休業をしている場合についても、育児休業等の承認の請求を可能とする等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正 ア 配偶者が育児休業をしている職員についても、育児休業、育児短時間勤務又は部分休業の承認を請求することができるものとする。 イ 子の出生の日から8週間以内に最初の育児休業をした職員について、再度の育児休業をすることができるものとする。 ウ その他所要の規定の整備を行う。 (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 ア 3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をしないことを承認しなければならないこととする。 イ その他所要の規定の整備を行う。 (3) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 (2)に準じた改正を行う。</p> <p>3 施行期日 (1) 2(1)の改正は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 (2) 2(2)及び(3)の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行の日</p>

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等(以下この条において「削除項等」という。)を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下この条において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加項等を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>臨時的に任用される職員</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員</u></p> <p>(6) <u>前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員</u></p>
<p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情等)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第16条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第14条第1項に規定する特別休暇(以下単に「特別休暇」という。)のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に定める事由に該当したことにより当該承認が取り消された後、当</p>	<p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第16条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第14条第1項に規定する特別休暇(以下単に「特別休暇」という。)のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該承認が取り消された</p>

該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)～(5) 略

2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が、特別休暇のうち

後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)～(5) 略

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。

(2) 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的に任用される職員

(3) 略

(4) 略

(5) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

(6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が、特別休暇のうち

人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)及び(3) 略

(4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5)及び(6) 略

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 略

(2) 略

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)及び(3) 略

(4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5)及び(6) 略

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

(2) 略

(3) 略

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(3) 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

(4) 前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第10条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、<u>深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、前条第2項に規定する勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。<u>第5項において同じ。</u>）を<u>しないことを承認しなければならない。</u></p> <p>4 任命権者は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第10条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、<u>深夜における勤務をさせるはならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（<u>職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。</u>）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。<u>第4項において同じ。</u>）を<u>させるはならない。</u></p> <p>3 任命権者は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び</p>

<p>第17条第1項において同じ。) 、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この条及び第17条第1項において「要介護者」という。)のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、<u>深夜における勤務をしないことを承認しなければならない</u>。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</p>	<p>第17条第1項において同じ。) 、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この条及び第17条第1項において「要介護者」という。)のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、<u>深夜における勤務をさせてはならない</u>。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</p>
<p>5 任命権者は、要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務を<u>しないことを承認しなければならない</u>。</p>	<p>4 任命権者は、要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務を<u>させてはならない</u>。</p>

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、<u>深夜における勤務をしないことを承認しなければならない</u>。ただし、公務の運営に支障</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、<u>深夜における勤務をさせてはならない</u>。ただし、公務の運営に支障があるときは、この</p>

があるときは、この限りでない。

2 市町村教育委員会は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、前条第2項に規定する勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

3 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第5項において同じ。）をしないことを承認しなければならない。

4 市町村教育委員会は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第15条第1項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条及び第15条第1項において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

5 市町村教育委員会は、要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をしないことを承認しなければならない。

限りでない。

2 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第4項において同じ。）をさせてはならない。

3 市町村教育委員会は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第15条第1項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条及び第15条第1項において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をさせてはならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

4 市町村教育委員会は、要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

附 則

この条例は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第93号）の施行の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成21年法律第65号）の施行の日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 公益的法人等に職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保等を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣することができる法人を追加する等の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 財団法人鳥取県体育協会に職員を派遣することができることとする。 (2) 職員を派遣することができる法人の名称の変更に伴う所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 (1) 2(1)の改正は平成22年4月1日 (2) 2(2)の改正は公布日</p>

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号細目を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益的法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～コ 略</p> <p>サ <u>財団法人とっとり地域連携・総合研究センター</u></p> <p>ニ（平成7年6月19日に財団法人とっとり政策総合研究センターという名称で設立された法人をいう。）</p> <p>シ～セ 略</p> <p>ソ <u>財団法人鳥取県体育協会（昭和48年12月22日に財団法人鳥取県体育協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益的法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～コ 略</p> <p>サ <u>財団法人とっとり政策総合研究センター</u>（平成7年6月19日に財団法人とっとり政策総合研究センターという名称で設立された法人をいう。）</p> <p>シ～セ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号サの改正規定は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について																																						
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 知事等の給与に関する有識者会議の意見を踏まえ、一部の特別職の職員の報酬を月額から日額に改める等の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 選挙管理委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の委員の報酬を次のとおり月額から日額に改めるとともに、男女共同参画推進員の報酬を次のとおり改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">報酬の額</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">選挙管理委員会の委員</td> <td>委員長</td> <td>月額 144,000円</td> <td>日額 26,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額 114,000円</td> <td>日額 22,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">収用委員会の委員</td> <td>会長</td> <td>月額 99,000円</td> <td>日額 26,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額 81,000円</td> <td>日額 22,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海区漁業調整委員会の委員</td> <td>会長</td> <td>月額 44,000円</td> <td>日額 17,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額 37,000円</td> <td>日額 15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内水面漁場管理委員会の委員</td> <td>会長</td> <td>月額 31,000円</td> <td>日額 17,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額 28,000円</td> <td>日額 15,000円</td> </tr> <tr> <td>鳥取県男女共同参画推進員</td> <td></td> <td>日額 18,000円</td> <td>日額 15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 給与の額が月額で定められている知事等が、1月を通じて職務を執行できない状態であった場合は、当該月の給与を支給しないことができることとする。</p> <p>(3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 平成22年4月1日</p>	区分		報酬の額		現行	改正後	選挙管理委員会の委員	委員長	月額 144,000円	日額 26,000円	委員	月額 114,000円	日額 22,000円	収用委員会の委員	会長	月額 99,000円	日額 26,000円	委員	月額 81,000円	日額 22,000円	海区漁業調整委員会の委員	会長	月額 44,000円	日額 17,000円	委員	月額 37,000円	日額 15,000円	内水面漁場管理委員会の委員	会長	月額 31,000円	日額 17,000円	委員	月額 28,000円	日額 15,000円	鳥取県男女共同参画推進員		日額 18,000円	日額 15,000円
区分				報酬の額																																			
		現行	改正後																																				
選挙管理委員会の委員	委員長	月額 144,000円	日額 26,000円																																				
	委員	月額 114,000円	日額 22,000円																																				
収用委員会の委員	会長	月額 99,000円	日額 26,000円																																				
	委員	月額 81,000円	日額 22,000円																																				
海区漁業調整委員会の委員	会長	月額 44,000円	日額 17,000円																																				
	委員	月額 37,000円	日額 15,000円																																				
内水面漁場管理委員会の委員	会長	月額 31,000円	日額 17,000円																																				
	委員	月額 28,000円	日額 15,000円																																				
鳥取県男女共同参画推進員		日額 18,000円	日額 15,000円																																				

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前																																																																																																
<p>(給与の支給)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 日額で定められている知事等の報酬は、勤務1日につきその都度支給する。</u></p> <p><u>3 給与の額が月額で定められている知事等が、1月を通じて職務を執行できない状態であった場合は、当該月の給与を支給しないことができる。</u></p> <p><u>4 第2条第5項、第3条第2項及び前3項に定めるもののほか、知事等の給与の支給に関しては、一般職の職員の例による。</u></p> <p>別表第1（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td>日額 26,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>委員</td> <td>日額 22,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>収用委員会</td> <td>会長</td> <td>日額 26,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>委員</td> <td>日額 22,000円</td> </tr> <tr> <td>海区漁業調整委員会</td> <td>会長</td> <td>日額 17,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>委員</td> <td>日額 15,000円</td> </tr> <tr> <td>内水面漁場管理委員会</td> <td>会長</td> <td>日額 17,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>委員</td> <td>日額 15,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>専門委員</td> <td></td> <td>日額 15,000円以内</td> </tr> <tr> <td>附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員</td> <td></td> <td>日額 10,200円以内</td> </tr> <tr> <td>鳥取県男女共同参画推進員</td> <td></td> <td>日額 15,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬又は給料の額	略			選挙管理委員会	委員長	日額 26,000円	委員	委員	日額 22,000円	略			収用委員会	会長	日額 26,000円	委員	委員	日額 22,000円	海区漁業調整委員会	会長	日額 17,000円	委員	委員	日額 15,000円	内水面漁場管理委員会	会長	日額 17,000円	委員	委員	日額 15,000円	略			専門委員		日額 15,000円以内	附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員		日額 10,200円以内	鳥取県男女共同参画推進員		日額 15,000円	略			<p>(給与の支給)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第2条第5項、第3条第2項及び前項に定めるもののほか、知事等の給与の支給に関しては、一般職の職員の例による。</p> <p>別表第1（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td>月額 144,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>委員</td> <td>月額 114,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>収用委員会</td> <td>会長</td> <td>月額 99,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>委員</td> <td>月額 81,000円</td> </tr> <tr> <td>海区漁業調整委員会</td> <td>会長</td> <td>月額 44,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>委員</td> <td>月額 37,000円</td> </tr> <tr> <td>内水面漁場管理委員会</td> <td>会長</td> <td>月額 31,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>委員</td> <td>月額 28,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>専門委員</td> <td></td> <td>1日につき 15,000円以内</td> </tr> <tr> <td>附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員</td> <td></td> <td>1日につき 10,200円以内</td> </tr> <tr> <td>鳥取県男女共同参画推進員</td> <td></td> <td>1日につき 18,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬又は給料の額	略			選挙管理委員会	委員長	月額 144,000円	委員	委員	月額 114,000円	略			収用委員会	会長	月額 99,000円	委員	委員	月額 81,000円	海区漁業調整委員会	会長	月額 44,000円	委員	委員	月額 37,000円	内水面漁場管理委員会	会長	月額 31,000円	委員	委員	月額 28,000円	略			専門委員		1日につき 15,000円以内	附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員		1日につき 10,200円以内	鳥取県男女共同参画推進員		1日につき 18,000円	略		
区分		報酬又は給料の額																																																																																															
略																																																																																																	
選挙管理委員会	委員長	日額 26,000円																																																																																															
委員	委員	日額 22,000円																																																																																															
略																																																																																																	
収用委員会	会長	日額 26,000円																																																																																															
委員	委員	日額 22,000円																																																																																															
海区漁業調整委員会	会長	日額 17,000円																																																																																															
委員	委員	日額 15,000円																																																																																															
内水面漁場管理委員会	会長	日額 17,000円																																																																																															
委員	委員	日額 15,000円																																																																																															
略																																																																																																	
専門委員		日額 15,000円以内																																																																																															
附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員		日額 10,200円以内																																																																																															
鳥取県男女共同参画推進員		日額 15,000円																																																																																															
略																																																																																																	
区分		報酬又は給料の額																																																																																															
略																																																																																																	
選挙管理委員会	委員長	月額 144,000円																																																																																															
委員	委員	月額 114,000円																																																																																															
略																																																																																																	
収用委員会	会長	月額 99,000円																																																																																															
委員	委員	月額 81,000円																																																																																															
海区漁業調整委員会	会長	月額 44,000円																																																																																															
委員	委員	月額 37,000円																																																																																															
内水面漁場管理委員会	会長	月額 31,000円																																																																																															
委員	委員	月額 28,000円																																																																																															
略																																																																																																	
専門委員		1日につき 15,000円以内																																																																																															
附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員		1日につき 10,200円以内																																																																																															
鳥取県男女共同参画推進員		1日につき 18,000円																																																																																															
略																																																																																																	

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県職員定数条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員等の定数を改める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 事務事業の見直し及び業務量の減少等に伴い、知事の事務部局の職員の定数を19人減員し、2,977人に改めること。</p> <p>(2) 事務事業の見直しにより、教育委員会の事務局の職員の定数を7人減員し、267人に改めること。</p> <p>(3) 事務局体制の見直しにより、監査委員の事務局の職員の定数を1人減員し、17人に改めること。</p> <p>(4) 事務事業の見直しにより、企業局の職員の定数を3人減員し、63人に改めること。</p> <p>(5) 児童、生徒数の減少により、県立学校職員の定数を47人減員し、2,077人に改めること。</p> <p>(6) 児童、生徒数の減少により、県費負担教職員の定数を48人減員し、4,124人に改めること。</p> <p>3 施行期日 平成22年4月1日</p>

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例案

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,977人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,967人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,344人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,077人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>267人</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>17人</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>63人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,124人</u></p> <p>2 略</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,996人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,986人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,398人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,124人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>274人</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>18人</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>66人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,172人</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県行政組織条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び</p>	<p>1 提出理由 (1) 県政全般の統轄・推進機能の強化を図るため、知事の直近下位の内部組織として統轄監を設置する。 (2) (1)に伴い、総務部及び企画部の所掌事務を見直す。 (3) 商工労働部の所掌事務に環境産業の振興に関する事項を加える。</p> <p>2 概要 (1) 知事の直近下位の内部組織として、統轄監を設置する。 (2) 統轄監の所掌事務は、次のとおりとする。 ア 県政推進上の重要政策の統轄及び総合調整に関する事項 イ 行政運営の総合調整に関する事項(現行 総務部の所掌事務) ウ 広報に関する事項(現行 企画部の所掌事務) (3) (2)に伴い、総務部及び企画部の所掌事務について所要の規定の整備を行う。 (4) 商工労働部の所掌事務に環境産業の振興に関する事項を加える。 (5) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 平成22年4月1日</p>
<p>概 要</p>	<p><統轄監の設置></p> <p>【現行】</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事 副知事 総務部 <ul style="list-style-type: none"> 総務課 企画部 <ul style="list-style-type: none"> 政策企画総室 企画調整チーム 次世代改革チーム 広報課 <p>【改正後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事 副知事 統轄監 総務部 <ul style="list-style-type: none"> 総務課 (総務・庶務、秘書、庁舎管理等) 県政推進課 (政策・制度提言、未来づくり等) 広報課 (戦略的情報発信、広報紙等) 企画部 <ul style="list-style-type: none"> (企画部企画課へ)

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局等を置く。</p> <p>統轄監 防災局 総務部 企画部 文化観光局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部 行政監察監</p> <p><u>(統轄監の所掌事務)</u></p> <p>第3条 <u>統轄監の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 県政推進上の重要政策の統轄及び総合調整に関する事項</u></p> <p><u>(2) 行政運営の総合調整に関する事項</u></p> <p><u>(3) 広報に関する事項</u></p> <p>(防災局の所掌事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第5条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局等を置く。</p> <p>防災局 総務部 企画部 文化観光局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部 行政監察監</p> <p>(防災局の所掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第4条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p>

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

(企画部の所掌事務)

第6条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 主要施策に係る課題の調査検討に関する事項
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

(文化観光局の所掌事務)

第7条 略

(福祉保健部の所掌事務)

第8条 略

(生活環境部の所掌事務)

第9条 略

(商工労働部の所掌事務)

第10条 商工労働部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 環境産業の振興に関する事項
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

(1) 行政運営の総合調整に関する事項

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略

(企画部の所掌事務)

第5条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 重要施策の総合的な企画及び調整に関する事項
- (2) 広報に関する事項
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略

(文化観光局の所掌事務)

第6条 略

(福祉保健部の所掌事務)

第7条 略

(生活環境部の所掌事務)

第8条 略

(商工労働部の所掌事務)

第9条 商工労働部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

<p>(農林水産部の所掌事務)</p> <p>第11条 略</p> <p>(県土整備部の所掌事務)</p> <p>第12条 略</p> <p>(行政監察監の所掌事務)</p> <p>第13条 略</p> <p>(部局等の長)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 部局長等は、<u>統轄監</u>にあつては統轄監、部にあつては部長、局(防災局を除く。)にあつては局長、<u>防災局</u>にあつては防災監、行政監察監にあつては行政監察監とする。</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>(部局等以外の組織及び分掌事務)</p> <p>第15条 略</p> <p>(雑則)</p> <p>第16条 略</p>	<p>(農林水産部の所掌事務)</p> <p>第10条 略</p> <p>(県土整備部の所掌事務)</p> <p>第11条 略</p> <p>(行政監察監の所掌事務)</p> <p>第12条 略</p> <p>(部局等の長)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 部局長等は、部にあつては部長、局にあつては局長、行政監察監にあつては行政監察監とする。<u>ただし、防災局にあつては防災監とする。</u></p> <p>3 及び 4 略</p> <p>(部局等以外の組織及び分掌事務)</p> <p>第14条 略</p> <p>(雑則)</p> <p>第15条 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1. この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- (鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正)
2. 次に掲げる条例の規定中「鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項」を「鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項」に改める。
 - (1) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)
 - (2) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)
 - (3) 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)
 - (4) 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)
 - (5) 鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例(平成13年鳥取県条例第7号)
 - (6) 鳥取県非営利公益活動促進条例(平成13年鳥取県条例第50号)
 - (7) 鳥取県企業立地等事業助成条例(平成15年鳥取県条例第4号)
 - (8) 鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第72号)
 - (9) 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例(平成16年鳥取県条例第32号)
 - (10) 鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例(平成17年鳥取県条例第66号)
 - (11) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例(平成18年鳥取県条例第62号)

条 例 名 等	鳥取県財産評価審議会設置条例の一部改正について																				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 県有財産の評価に係る業務の効率化を図るため、財産評価審議会に対する知事の諮問事項を見直す。</p> <p>2 概要 (1) 知事の諮問事項は、次のとおりとする。 ア 一件見積価格7,000万円以上の土地、建物並びに土地及び建物の購入、売払い又は交換 イ 一件20,000平方メートル以上の土地の購入、売払い又は交換 ウ ア及びイに掲げるもののほか、一般の取引価格の形成への影響が大きいと知事が認める土地又は建物の購入、売払い又は交換その他知事が必要と認める事項 (2) 施行期日は、平成22年4月1日とする。</p> <p>【参考】 財産評価審議会への諮問の取扱いの見直しについて ・県政の重要な財産の売買に関する案件を諮問することとする。 ・これまで職員が担っていた評価事務をアウトソーシング（少額案件を除く）し、不動産鑑定士による評価に変更。売却予定価格の算定を迅速・柔軟に行うことで、売却等の促進を図る。</p>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現 行</th> <th>改 正 案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土地</td> <td>・購入 : 1,500万円以上</td> <td rowspan="2">・7,000万円以上 (購入、売却、交換)</td> </tr> <tr> <td>・売却、交換 : 600万円以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">建物</td> <td>・購入 : 5,000㎡以上</td> <td rowspan="4">・20,000㎡以上 (購入、売却、交換)</td> </tr> <tr> <td>・売却、交換 : 2,500㎡以上</td> </tr> <tr> <td>・購入 : 1,500万円以上</td> </tr> <tr> <td>・売却、交換 : 600万円以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・購入 : 延べ面積2,500㎡以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・売却、交換 : 延べ面積1,300㎡以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	現 行	改 正 案	土地	・購入 : 1,500万円以上	・7,000万円以上 (購入、売却、交換)	・売却、交換 : 600万円以上	建物	・購入 : 5,000㎡以上	・20,000㎡以上 (購入、売却、交換)	・売却、交換 : 2,500㎡以上	・購入 : 1,500万円以上	・売却、交換 : 600万円以上		・購入 : 延べ面積2,500㎡以上			・売却、交換 : 延べ面積1,300㎡以上		
区分	現 行	改 正 案																			
土地	・購入 : 1,500万円以上	・7,000万円以上 (購入、売却、交換)																			
	・売却、交換 : 600万円以上																				
建物	・購入 : 5,000㎡以上	・20,000㎡以上 (購入、売却、交換)																			
	・売却、交換 : 2,500㎡以上																				
	・購入 : 1,500万円以上																				
	・売却、交換 : 600万円以上																				
	・購入 : 延べ面積2,500㎡以上																				
	・売却、交換 : 延べ面積1,300㎡以上																				

鳥取県財産評価審議会設置条例の一部を改正する条例

鳥取県財産評価審議会設置条例（昭和38年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、その価格を調査審議する。</p> <p>(1) <u>一件見積価格7,000万円以上の土地、建物並びに土地及び建物の購入、売払い又は交換</u></p> <p>(2) <u>一件20,000平方メートル以上の土地の購入、売払い又は交換</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、一般の取引価格の形成への影響が大きいと知事が認める土地又は建物の購入、売払い又は交換その他知事が必要と認める事項</u></p> <p>2 略</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、その価格を調査審議する。</p> <p>(1) <u>一件見積価格1,500万円以上の土地及び建物の購入</u></p> <p>(2) <u>一件見積価格600万円以上の土地及び建物の売払い及び交換</u></p> <p>(3) <u>一件5,000平方メートル以上の土地及び一件延べ面積2,500平方メートル以上の建物の購入</u></p> <p>(4) <u>一件2,500平方メートル以上の土地及び一件延べ面積1,300平方メートル以上の建物の売払い及び交換</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、特に知事が必要と認める事項</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

条例名等	鳥取県自治研修所運営審議会設置条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 鳥取県自治研修所を鳥取県職員人材開発センターに改称することに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 条例の規定中「鳥取県自治研修所」を「鳥取県職員人材開発センター」に改める等、所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 平成22年4月1日</p>

鳥取県自治研修所運営審議会設置条例の一部を改正する条例

鳥取県自治研修所運営審議会設置条例（昭和31年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">鳥取県職員人材開発センター運営審議会設置条例</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 鳥取県職員人材開発センター（以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、<u>鳥取県職員人材開発センター運営審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審議会は、<u>センター</u>の運営に関する事項について審議するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">鳥取県自治研修所運営審議会設置条例</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 鳥取県自治研修所（以下「研修所」という。）の円滑な運営を図るため、<u>鳥取県自治研修所運営審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審議会は、<u>研修所</u>の運営に関する事項について審議するものとする。</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

条 例 名 等	財産を交換し、無償で譲渡し、及び無償で貸し付けること並びに負担付きの贈与を受けることについて																																													
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>倉吉市立河北中学校の建物等が老朽化していること、グラウンドが狭小であることから、教育環境の改善のため、高校再編で廃校となった(元)鳥取県立倉吉産業高等学校の土地等及び建物等と倉吉市立河北中学校の土地等及び建物等の交換等を行うとともに、倉吉市立河北中学校として使用することとなる(元)鳥取県立倉吉産業高等学校の改修工事等が終了するまでの間、県が交換等により取得する倉吉市立河北中学校の土地及び建物等を無償で貸し付けようとするものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 財産の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>財産の動き</th> <th>区分</th> <th colspan="2">種類</th> <th>数量(m²)</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">鳥取県 ↓ 倉吉市 (元)倉吉産業高等学校等</td> <td rowspan="3">交換に供する財産</td> <td>土地</td> <td>学校用地</td> <td>32,963.04</td> <td>倉吉市上井字茶屋後口430番ほか10筆</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>学校隣接現況道路、水路等</td> <td>866.09</td> <td>倉吉市上井字樋ノ戸748番24ほか12筆</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建物等 (単県整備建物の一部)</td> <td>1,514.72</td> <td>倉吉市上井字茶屋後口430番ほか15筆</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無償譲渡に供する財産</td> <td colspan="2">建物等 (国庫補助建物等)</td> <td>9,296.82</td> <td>地内</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">倉吉市 ↓ 鳥取県 (河北中学校等)</td> <td rowspan="4">交換により取得する財産</td> <td>土地</td> <td>学校用地</td> <td>20,900.01</td> <td>倉吉市上井字橋ノ下503番1ほか4筆</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>県営住宅底地 倉吉東高隣接緑地帯等</td> <td>8,279.63</td> <td>倉吉市明治町二丁目2番2ほか30筆</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建物等 (単市整備建物の一部)</td> <td>254.00</td> <td>倉吉市上井字橋ノ下503番1ほか4筆</td> </tr> <tr> <td colspan="2">負担付贈与を受ける財産</td> <td>建物等 (国庫補助建物等)</td> <td>6,962.44</td> <td>内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 倉吉市葵町722番地 倉吉市</p> <p>(3) 交換等の条件</p> <p>ア 倉吉市は、県に対し交換差金6,310,186円を支払うこと。</p> <p>イ 県は、(1)の財産で倉吉市立河北中学校の土地及び建物等に係る部分については、交換等により所有権が移転した日から平成25年3月31日までの間、倉吉市に対し無償貸付けを行うこと。</p>	財産の動き	区分	種類		数量(m ²)	所在地	鳥取県 ↓ 倉吉市 (元)倉吉産業高等学校等	交換に供する財産	土地	学校用地	32,963.04	倉吉市上井字茶屋後口430番ほか10筆	土地	学校隣接現況道路、水路等	866.09	倉吉市上井字樋ノ戸748番24ほか12筆	建物等 (単県整備建物の一部)		1,514.72	倉吉市上井字茶屋後口430番ほか15筆		無償譲渡に供する財産	建物等 (国庫補助建物等)		9,296.82	地内	倉吉市 ↓ 鳥取県 (河北中学校等)	交換により取得する財産	土地	学校用地	20,900.01	倉吉市上井字橋ノ下503番1ほか4筆	土地	県営住宅底地 倉吉東高隣接緑地帯等	8,279.63	倉吉市明治町二丁目2番2ほか30筆	建物等 (単市整備建物の一部)		254.00	倉吉市上井字橋ノ下503番1ほか4筆	負担付贈与を受ける財産		建物等 (国庫補助建物等)	6,962.44	内
財産の動き	区分	種類		数量(m ²)	所在地																																									
鳥取県 ↓ 倉吉市 (元)倉吉産業高等学校等	交換に供する財産	土地	学校用地	32,963.04	倉吉市上井字茶屋後口430番ほか10筆																																									
		土地	学校隣接現況道路、水路等	866.09	倉吉市上井字樋ノ戸748番24ほか12筆																																									
		建物等 (単県整備建物の一部)		1,514.72	倉吉市上井字茶屋後口430番ほか15筆																																									
	無償譲渡に供する財産	建物等 (国庫補助建物等)		9,296.82	地内																																									
倉吉市 ↓ 鳥取県 (河北中学校等)	交換により取得する財産	土地	学校用地	20,900.01	倉吉市上井字橋ノ下503番1ほか4筆																																									
		土地	県営住宅底地 倉吉東高隣接緑地帯等	8,279.63	倉吉市明治町二丁目2番2ほか30筆																																									
		建物等 (単市整備建物の一部)		254.00	倉吉市上井字橋ノ下503番1ほか4筆																																									
		負担付贈与を受ける財産		建物等 (国庫補助建物等)	6,962.44	内																																								

<p>条 例 名 等</p>	<p>全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び全国自治宝くじ事務協議会規約の変更に関する協議について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体に相模原市を加えるとともに、所要の規定を整備するため、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、その例によることとされる同法第252条の2第3項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>「地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令」が改正されたこと並びに相模原市から加入申請がなされたことに伴い、全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に相模原市を加え、これに伴い、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更する。</p> <p>第3条第2号中「岡山市」の次に「、相模原市」を加える。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成22年4月1日から施行する。</p>

条 例 名 等	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令に規定する県税の課税免除の対象となる設備を新設し、又は増設する期間(平成21年12月31日まで)が満了したことに伴い、農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する規定を削除する等所要の規定の整備を行う。</p> <p>2 概要 (1) 農村地域工業等導入地区における県税の課税免除の規定を削除する。 (2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、公布の日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県税条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 次の事項を主な内容とする地方税法等の一部改正に伴い、県税に関する見直し、規定の整備を行う。 ア 個人県民税の給与所得者等の扶養親族申告書の市町村長への提出 イ 個人県民税徴収取扱費の加算 ウ 法人県民税及び法人事業税の清算所得課税の廃止 エ 県たばこ税の税率の引き上げ オ 自動車取得税の税率の特例 カ 軽油引取税の税率の特例</p> <p>2 概要 ア 個人県民税の給与所得者等の扶養親族申告書に関する事項 給与の支払を受ける者等で所得税法の規定により扶養控除等申告書等を提出する者について、扶養親族に関する事項を記載した申告書の提出を義務化する。 イ 個人県民税徴収取扱費に関する事項 平成22年度の徴収取扱費は、納税義務者一人につき300円を加算する。 ウ 法人県民税及び法人事業税の清算所得課税の廃止に関する事項 清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行することに伴い規定の整備を行う。 エ 県たばこ税の税率の引き上げに関する事項 平成22年10月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこの税率を、千本につき430円引き上げる。ただし、旧3級品の紙巻たばこについては、千本につき205円引き上げる。 オ 自動車取得税の税率の特例に関する事項 現行の暫定税率を廃止し、当分の間の措置として、自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を100分の5とする措置を講ずる。 カ 軽油引取税の税率の特例に関する事項 (ア) 現行の暫定税率を廃止し、当分の間の措置として、税率を1キロリットルにつき32,100円とする措置を講ずる。 (イ) 揮発油価格の高騰時における軽油引取税の税率の特例の適用停止等の措置を講ずる。 キ その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日とする。ただし、次に掲げる次項は、それぞれに定める日から施行する。 ア (1)のアに関する事項 平成23年1月1日 イ (1)のウ及びエに関する事項 平成22年10月1日 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

<p>条 例 名 等</p>	<p>職員の給与に関する条例等の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 労働基準法及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正並びに人事委員会の「人事管理に関する報告」を踏まえ、時間外勤務手当の支給割合の引き上げを行うとともに、時間外勤務代休時間に係る制度を新設する等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正 ア 月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当について、支給割合を100分の150に引き上げる。 イ 義務教育等教員特別手当の上限額を月額11,700円(現行 15,900円)に引き下げる。 ウ その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合と本来の支給割合との差額分の手当の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間(時間外勤務代休時間)を指定することができる制度を新設する。</p> <p>(3) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 (2)に準じた改正を行う。</p> <p>(4) 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正 (2)に伴う所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 平成22年4月1日</p>

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第12条 職員が勤務しないときは、<u>勤務時間条例第10条の2第1項及び県費負担教職員勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第11条及び県費負担教職員勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第12条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)</u>又は勤務時間条例第11条及び県費負担教職員勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第12条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第12条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第11条及び県費負担教職員勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第12条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第11条及び県費負担教職員勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第12条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p>
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条又は県費負担教職員勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条又は県費負担教職員勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜ</p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条又は県費負担教職員勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条又は県費負担教職員勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜ</p>

られた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条若しくは第5条又は県費負担教職員勤務時間条例第3条第1項、第4条若しくは第5条の規定により週休日とされた日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において「第1項勤務」という。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務（前項に規定する人事委員会規則で定める時間の勤務を除く。以下この条において「第3項勤務」という。）の時間の合計時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えてした第1項勤務及び第3項勤務の全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、第3項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第10条の2第1項及び県費負担教職員勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした第1項勤務及び第3項勤務の全時間のうち、当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を、第3項勤務にあつては100分の50から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給

られた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

(義務教育等教員特別手当)

第16条の8 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、1万1,700円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3～5 略

別表第7 行政職給料表級別標準職務表(第3条関係)

職務の級	標準的な職務
略	
4級	本庁(地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局(局に相当するものを含む。) <u>及び課(課に相当するものを含む。)</u> をいう。以下同じ。)の課長補佐の職務
略	

(義務教育等教員特別手当)

第16条の8 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、1万5,900円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3～5 略

別表第7 行政職給料表級別標準職務表(第3条関係)

職務の級	標準的な職務
略	
4級	本庁(地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局及び課をいう。以下同じ。)の課長補佐の職務
略	

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第10条 略 (時間外勤務代休時間)	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第10条 略

第10条の2 任命権者は、職員の給与に関する条例

(昭和26年鳥取県条例第3号)第13条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(第12条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日の代休日)

第12条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第10条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。

2 略

(無給休暇)

第17条 略

2 略

3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

4～6 略

(休日の代休日)

第12条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

2 略

(無給休暇)

第17条 略

2 略

3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例(昭和26年2月鳥取県条例第3号)第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

4～6 略

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改

正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 略</p> <p><u>(時間外勤務代休時間)</u></p> <p><u>第8条の2 市町村教育委員会は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第13条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</u></p> <p>(休日の代休日)</p> <p>第10条 市町村教育委員会は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 略</p> <p>(休日の代休日)</p> <p>第10条 市町村教育委員会は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。</p> <p>2 略</p>

<p>(無給休暇)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(無給休暇)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例(昭和26年2月鳥取県条例第3号)第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>
---	--

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(第1号任期付研究員の裁量による勤務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤務時間条例第3条第2項、第4条、第5条、第7条、第8条、<u>第10条の2</u>、第12条及び第17条(同条第1項第2号の海外随伴休暇に係る部分に限る。)の規定は、第1項の第1号任期付研究員には、適用しない。</p>	<p>(第1号任期付研究員の裁量による勤務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤務時間条例第3条第2項、第4条、第5条、第7条、第8条、第12条及び第17条(同条第1項第2号の海外随伴休暇に係る部分に限る。)の規定は、第1項の第1号任期付研究員には、適用しない。</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 職員の勤務の特殊性を考慮し、特殊勤務手当の支給される職員の範囲、支給額、支給対象となる業務について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 防疫等業務手当の支給額及び支給対象となる業務を次のとおり改める。 ア 防疫等業務手当の支給対象となる業務として、新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護等の業務に準ずると人事委員会が認める業務を加える。 イ 死亡畜の解剖業務及びその補助業務に係る防疫等業務手当の支給額を、日額1,200円(現行 600円)に引き上げる。</p> <p>(2) 家畜保健衛生業務手当の支給額及び支給対象となる業務を次のとおり改める。 ア 家畜保健衛生所に勤務する獣医師が、死亡畜の解剖業務及びその補助業務に従事したときに支給する手当の額を、日額1,200円(現行 600円)に引き上げる。 イ 畜産試験場又は中小家畜試験場に勤務する職員が、牛若しくは豚に対するワクチン接種業務又は疾病治療業務に従事したときに手当を支給することとする。 ウ 中小家畜試験場に勤務する職員が死亡畜の解剖業務及びその補助業務に従事したときに手当を支給することとする。</p> <p>(3) 海上危険業務手当の支給対象となる業務は、沿岸3マイル以遠の海域において従事したものに限らないこととする。</p> <p>(4) 特別支援学校等に勤務する教諭等に対する教員特殊業務手当について、支給される職員の範囲及び支給額を次のとおり改める。 ア 特別支援学校において手当の支給される職員の範囲を主幹教諭、教諭、助教諭又は講師(現行 主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員)とする。 イ 支給額を月額5,500円(現行 11,000円)に引き下げる。</p> <p>3 施行期日 平成22年4月1日</p>